

平成 24 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成24年 3 月 1 日 開会

平成24年 3 月 9 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第 2 号 平成24年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第 3 号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4 号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第 6 号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第 7 号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成24年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第 9 号 平成24年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第10号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第11号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第12号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第13号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第14号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第15号 平成23年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第16号 平成23年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第17号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第18号 宝達志水町暴力団排除条例について
- 議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宝達志水町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第28号 宝達志水町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 宝達志水町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 宝達志水町デマンドタクシー運行事業に関する条例を廃止する条例について
- 議案第33号 指定管理者の指定について
- 議案第34号 宝達志水町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについて
- 議案第35号 町道路線の廃止について
- 議案第36号 町道路線の認定について

平成24年3月1日（木曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
2 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
3 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜
次 長 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達
副 町 長 中 谷 浩 之
教 育 長 山 下 茂
参 事 北 山 茂 夫
総 務 課 長 太 田 永 作
総務課担当課長 松 浦 敏 昭
情報推進課長 高 下 良 博
財 政 課 長 松 田 正 晴
住 民 課 長 羽 多 良 英
税 務 課 長 溝 口 和 夫

環境安全課長	栗原政典
健康福祉課長(福祉担当)	林谷茂和
健康福祉課長(保健担当)	中村 努
産業振興課長	近岡和良
ふるさと振興室長	村井仁志
地域整備課長	谷川弘一
学校教育課長	田村淳一
生涯学習課長	藤井能富夫
会計課長	村井一隆
志雄病院事務局長	高嶋信夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 平成24年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成24年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成24年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第12号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第

3号)

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第16 | 議案第14号 | 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第15号 | 平成23年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第16号 | 平成23年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第17号 | 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第20 | 議案第18号 | 宝達志水町暴力団排除条例について |
| 日程第21 | 議案第19号 | 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第21号 | 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第22号 | 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第23号 | 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第24号 | 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第25号 | 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第28 | 議案第26号 | 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第29 | 議案第27号 | 宝達志水町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第30 | 議案第28号 | 宝達志水町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第31 | 議案第29号 | 宝達志水町立図書館条例の一部を改正する条例について |

て

- 日程第32 議案第30号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第31号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第32号 宝達志水町デマンドタクシー運行事業に関する条例を廃止する条例について
- 日程第35 議案第33号 指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第34号 宝達志水町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについて
- 日程第37 議案第35号 町道路線の廃止について
- 日程第38 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第39 議案に対する質疑
- 日程第40 町政一般についての質問
- 日程第41 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（北本俊一君） ただいまから平成24年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、14番 近岡義治君、13番 北 信幸君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北本俊一君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月9日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月9日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北本俊一君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、金沢弁護士会からの市町村暴力団排除条例の早期制定を求める会長声明をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成24年1月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） これより、本日提出のありました議案第2号 平成24年度宝達志水町一般会計予算から議案第36号 町道路線の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日、ここに平成24年第1回宝達志水町議会定例会を招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御応召を賜り、心から御礼を申し上げます。

まず、今年の冬は昨年12月下旬から強い寒気の流れ込みにより、日本海側を中心に大雪に見舞われており、各地で被害が出ております。この雪の影響で、昨年11月から2月28日までに、全国で112名が亡くなられ1,678名の方が重軽傷を負っております。残念ながら本町におきましても2月7日、落雪により女性1名の尊い命が奪われるという痛ましい事故が発生いたしましたところであり、ここに亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族の皆様、そして各地で被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げます次第であります。

雪による死者の概要を見ますと、屋根の雪おろし等除雪作業中の死者、落雪等による死者がほとんどであり、さらに65歳以上の高齢者が全犠牲者の3分の2を占めております。除雪作業を行う際は複数での作業、ヘルメットや命綱の装着のほか、経験、年齢、体力等を過信せず、無理な作業を行わないことなどに心掛けるほか、大雪の際は隣近所や町内会などによる共助の作業が有効であり、その取り組みにつきましても御協力をお願い申し上げます次第であります。

それでは、議案の説明に先立ちまして、町政運営について所信の一端を申し述べますとともに、今議会に提案いたしました平成24年度当初予算並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

私は、平成21年4月町長に就任して以来、「今 改革のとき 町民とともに」をスローガンに、財政の健全化に主眼を置きながら、町民生活の安定と福祉の向上のため町政運営に全力で取り組んでまいりました。この間、町民の皆様の御理解と御協力のもと、各種補

助金の見直しや公共施設の統廃合を実施する一方、役場組織の機構改革や職員人件費の削減などにも取り組み、当時危機的であった財政状況にも、ようやく改善の明るい兆しが見られるようになってまいりました。

そして、その内容について申し上げるならば、町の借入金であります起債残高は、平成20年度決算時において全会計合わせて約255億円でありましたが、下水道事業における事業実施の見直しによって起債額を抑制したことなどから、平成23年度決算見込みでは約234億円となり、21億円の縮減を図ることができました。

一方、積立金であります基金残高は、旧押水庁舎跡地などの遊休地の売り払い収入を減債基金に編入し、平成19年度から計画的に続けていた合併特例債を活用した合併振興基金の造成事業を完了したほか、統合中学校施設整備基金をはじめとする特定目的基金などへの積み立てにより、平成23年度決算見込みでは、平成20年度決算時の倍増となる27億5,000万円となりました。

また、健全化判断指標の一つである実質公債費比率については、平成23年度決算は20.7%と見込まれます。当面は平成27年度決算で18%を下回ることを達成目標にしており、公債費負担適正化計画の徹底検証により、起債許可団体からいち早く脱却できるよう努めてまいりたいと考えております。もう一つの健全化判断指標である将来負担比率については、平成20年度の281.5%から、平成23年度は目標としていた200%を切る見込みであります。

以上のように、本町の財政状況は、財政健全化計画の推進により着実に構造的な改善が進んでいるものの、県内市町や他の類似団体と比較した場合、依然として高い数値を示しております。道半ばにして事を怠り成果を失わないよう、さらに財政健全化に汗をかいてまいります。引き続き町民の皆様の生活基盤の安定確保を最優先に、複雑かつ多様化するニーズに対応するため、第2次宝達志水町行財政改革大綱に基づき、職員一丸となり全力投球をする所存であります。

次に、統合中学校建設事業の進捗状況について申し上げます。

統合中学校の建設場所については、昨年9月、現押水中学校敷地に決定したところでありますが、その理由といたしましては、校舎、体育館、野球場、陸上用トラック及びバスロータリーなどの施設が十分に配置できる面積を有し、周辺環境にも特段の問題がなく、また建設に係る費用などもあわせて検討した結果、現押水中学校敷地が最も適しているとの結論に達したものであります。

なお、遠距離通学となる生徒には、スクールバスにより通学の支援と安全の確保を図ることといたしております。統合に伴う諸問題の取り扱いについては、PTAや学校関係者による統合準備委員会を設置し、総務部会、通学部会、PTA部会、事務部会、教育課程等検討部会の専門部会を設けて協議を行っており、これまでに学校名については公募を行うこと、制服については男子は詰め襟学生服、女子はセーラー服を基本として新しいものを検討することのほか、通学路調査やスクールバス運行計画が検討されているところであります。校舎については、現在、基本設計業務を行っており、新年度には実施設計及び地質調査を行うべく所要の経費を計上させていただいており、平成25年度着工、平成27年4月の開校を目指しております。

次に、新病院建設計画について申し上げます。

現在の志雄病院は、昭和28年3月に建設されたもので、建物や設備の老朽化が著しく、また、たび重なる増改築により利用効率も悪く、駐車場も狭いことなどから、今後も地域に密着した病院として、また災害時の拠点病院としての役割を果たすため、移転、新築を計画しているところであります。新病院建設基本構想では、現在の診療科を維持しつつ、医療情勢の変化に応じて必要な見直しを行うほか、医療機能、療養環境の充実、在宅医療の推進、地域医療連携室の設置、運営部門、災害への対応、病院事業収支計画についての基本方針を定めることとしております。

それでは、今定例会に提出いたします議案第2号から議案第10号までの平成24年度予算に関する議案9件について御説明いたします。

最初に、当初予算の指針となる国の地方財政対策の概要についてであります。

我が国の経済は、昨年3月に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けるとともに、タイの洪水による国内企業への影響や、欧州金融危機をはじめとする円高、株安など世界経済の減速による影響も受け、景気の先行きが不透明な状況の中にあります。そのような中において、国の新年度予算は東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むこととし、地方財政への対応につきましては通常収支分と東日本大震災分を区別して整理し、地方の安定的な財政運営に必要とされる一般財源総額を実質的に前年度と同水準を確保するとされております。

しかしながら、具体的には通常収支分において、地方にとって一般財源の骨格を占める地方交付税の増額を対前年度比811億円、0.5%増の17.5兆円と措置する一方、臨時財政対

策債につきましては、対前年度比260億円、0.4%減の6.1兆円としております。この2つをあわせた金額は、実質的な地方交付税として地方に配分されることとなります。また東日本大震災分として、大震災の教訓を踏まえ、緊急に実施する防災・減災事業に対して6,300億円規模の事業費及び財源を確保するとされており、本町では防災行政無線整備事業、押水総合体育館の耐震補強事業を実施することとしております。

次に、地方財政計画における地方税収入見込額についてであります。税制改正等によって0.8%の増を見込んでおりますが、地域における経済の実勢の差を反映し、本町の町税収入は法人税の増収を見込み、町税全体で対前年度比4.0%の増を見込んでおります。このような現状を踏まえ、平成24年度予算は行財政改革による財政健全化の推進を柱とし、財政健全化判断比率改善のため、公債費の繰上償還を実行するとともに、ハザードマップの作成をはじめとした防災災害対策にも重点を置くなど、第1次宝達志水町総合計画の実現のもと、住民ニーズの高度化、多様化に適切に対応するため、新たな視点で事業の抜本的見直しを行い、真に必要な事業に対し重点配分を行い、引き続き1つ目として予算執行の効率化と経費の徹底した節減、2つ目は財政健全化判断比率を見据えた予算編成、3つ目は財政健全化計画の基本理念の堅持、4つ目は第2次行財政改革の着実な実施、5つ目は限られた財源の重点配分の5つを基本方針にして予算編成をいたしました。

その結果、町の会計別予算規模は一般会計は72億9,800万円となり、国民健康保険や介護保険などの5つの特別会計は、合わせて34億7,439万5,000円となりました。また下水道事業などの3つの企業会計を合わせた町予算の総額は、前年度比3.1%増の135億5,208万6,000円となりました。

それでは、今回御提案いたしました全9会計を通じて、当初予算に盛り込まれました主要な施策について、第1次宝達志水町総合計画基本構想の体系別に従い順次御説明いたします。

まず、1点目として、「総合的なまちづくりの推進」についてであります。

町民と行政が一体となり、地域づくりを進めていく体制を構築していく上で、町行政全般の施策、計画及び各種事業などの情報を積極的に発信する広報活動として、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ番組の充実を図るとともに、町民の意見、提言等に対し耳を傾ける広聴活動を引き続き実施していくものであります。ふるさと振興事業につきましては、オムライスの郷プロジェクトの一環として、町外からの来訪者に対し観光情報などを発信する場、地域住民の交流の場として、コミュニティカフェをさくらドームの中にオー

プンするとともに、町の象徴であります宝達山を広く町外へアピール、利活用するための計画策定に取り組むものであります。

また、歴史と伝統を誇る蓮華山大相撲を、町の地域資源として後世に引き継いでいくため、施設整備に要する経費や、前年度に引き続き住民主導型ふるさと振興事業として、地域住民が様々な趣向を凝らした特産品の開発や地域振興イベント等の実施に対し助成を行うものであります。

2点目に、「生活環境の整備」についてであります。

町の活力と健全な発展を目指し、安全・安心で住みよいまちづくりを行うため、公共交通の利便性向上策として敷浪駅西口の整備、デマンドタクシー運行業務の民間移行に伴う運行便数等の拡充など公共交通対策を推進していくこととしております。また地域活性化に向け、社会情勢を踏まえた人口増に向けての住宅奨励金制度を引き続き行うこととしております。

衛生環境の充実については、廃棄物減量化と資源の有効利用の啓発普及を継続して行い、公衆衛生の向上と快適な環境づくりを推進することとしております。

防災・消防体制の充実については、災害時の通信情報提供体制づくり強化のため、同報系デジタル防災行政無線システムの整備に取り掛かるとともに、災害時の迅速な避難に資するよう、頻度が高いとされるため池及び土砂災害の発生が危惧される地区におけるハザードマップの作成を行い、関係地区の方々に周知を図ることとしております。

また、災害時の避難場所としての役割を担う押水総合体育館の耐震補強改修事業を進めるほか、昨年度に引き続き、建築物耐震改修の促進を進めるための助成制度を設けるなど、防災対策の充実と、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すものであります。

3点目として、「保健・医療・福祉の充実」についてであります。

少子高齢化が著しい本町においては、最も重要な施策の一つであり、子どもから高齢者のみならず、障害のある人もない人もすべての町民が健康で安心して暮らせるまちづくりの柱となる、地域福祉計画の作成に取り組んでまいります。そのほか具体的な施策として健康づくりの推進では、がんの早期発見と早期治療及び生活習慣病の予防改善を推進し、疾病の発生及び重症化を防止するため、今年度も働く世帯への大腸がん検診として無料クーポン券の発行を行うほか、母子保健のさらなる充実を図るため、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌などのワクチン接種に要する経費の助成に加え、平成24年度は小児インフルエ

ンザ予防接種、特定不妊治療に要する経費の助成も新たに行うこととしております。

また、国民健康保険事業の運営及び保健基盤の安定と特定健診の受診率の向上等に努め、医療費の適正化を図る特別会計の支援を継続するものであります。

医療・救急体制の充実としては、地域における基幹的な公的医療機関として重要な役割を担う志雄病院は、地域住民の医療を確保をしていく担い手であり、今後とも安定的かつ継続的な医療の提供ができるよう、新病院建設に向けた作業を進めていくこととしております。

さらに、医療の質の向上を図るため、計画的な医療機器の更新、導入も実施していく予定であります。また病院経営の安定のため、運営に資する経費に対し、繰出基準の全額につきまして財政措置を行ったところであります。

押水クリニックについては、前年度から引き続き午前中の半日体制とし、地域の医療機関として運営をしていくこととしております。

高齢者福祉の充実としては、地域包括支援センターを中心に総合的な相談体制の充実を図り、在宅での自立した生活や、住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域の実情に応じた支援を行うほか、高齢者全般に対して転倒予防事業、栄養改善、閉じこもりや認知症予防などの介護予防事業に取り組むものであります。

障害者福祉の充実としては、障害者が地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会の実現のため、自立支援を目的とした共通の福祉サービスを実施するものであります。

介護保険制度につきましても、引き続き、町独自のきめ細かな支援策を織り交ぜながら、より効果的な運営に努めるものであります。

少子化対策、子育て支援としては、子どもを安心して産み育てることができ、若者の定住にもつながる施策として、保育所及び放課後児童クラブの運営を核として、南部保育所、相見保育所の中に設けている子育て支援センターにおける事業をより一層重点化するとともに、保育ママ制度も含め、子育て世帯のバックアップを推進してまいりたいと考えております。

4点目として、「教育・文化・スポーツの充実」についてであります。

まず、学校教育の充実についてであります。学校教育は集団の中で日常的に切磋琢磨することや、多様な対人関係を築き、豊かな学力とたくましい心身を育む重要な時期であります。これらの社会では確かな学力を身につけ、個性や創造性に富む人間が求められて

おり、本町の児童・生徒が意欲に満ち、基礎的、基本的な能力を培いながら、自ら学び、自ら考え、心身ともに健やかな人間となれるよう、よりきめ細かで確かな人材の確保と教育環境の整備を行いたいと考えております。

また、平成24年度から中学校における新学習指導要領では、体育授業の履修科目の1種目として武道が必修となることから、本町では剣道を選択することとし、導入に要する所要の経費を計上したところであります。

町内唯一の高校である県立宝達高校へは、引き続き宝達高校を支援する会への助成を行い、特色ある学校づくりの一助とするものであります。

生涯スポーツ推進については、県内外から各種競技の優秀なチームを招待し、児童の技術向上と、親睦、交流を深めることを目的とした大会に助成し、ジュニアスポーツの育成を図ってまいります。

5点目として「産業の振興」についてであります。

地域の存立基盤である農業の振興については、生産活動だけではなく農地の保全が防災や景観の上で重要であることを踏まえ、総合的な支援に努めることとしております。

具体的には、中山間地域における営農支援、水田農業活性化対策、農地・水・環境保全向上対策及び土地改良事業の充実を図るとともに、ハード面については平成24年度から今浜第2地区の圃場整備県営事業が開始されるほか、老朽ため池整備、ふるさと農道整備、林道改修事業などの所要の事業費を確保したところであります。また農用地の集積促進事業として、圃場整備を実施した2地区に対し、地元負担金の償還金返済への支援を行い、負担の軽減を図ることとしております。

工業の振興では、誰もが安心して働ける就労環境の確保をするため、企業誘致対策に引き続き重点的に取り組みたいと考えております。

新たな雇用機会の創出事業では、石川県の緊急雇用創出特別事業費補助金を受け、東日本大震災の被災者、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対し、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供する事業として、町観光資源情報発信素材の収集・編集事業、広域農道及び林道の除草、公共施設の除草などの各作業を実施し、生活と雇用の安定化を図るものであります。

6点目として、「都市基盤の整備」についてであります。

幹線道路、生活道路の整備について、社会資本整備総合交付金を活用し事業を実施してまいります。

下水道整備については、公共下水道事業では、樋川処理区の出浜地区において管渠布設工事を実施するほか、今浜処理区の浄化センターでは長寿命化実施設計、北川尻処理区の浄化センターでは長寿命化計画策定、新たに志雄処理区の浄化センターでは施設の健全度調査を実施するものであります。

上水道事業については、志雄浄水場の電気設備及び各種計器を更新するほか、配水設備の改良、下水道整備に並行して上水道老朽管や鉛製給水管の計画的な更新を実施し、安定的な上水道の供給に努めるものであります。

7点目として、「行財政改革の積極的な推進」についてであります。

平成23年3月に策定した第2次宝達志水町行財政改革大綱に沿って、効率的で将来にわたり持続可能な行政経営を進めていく上で欠かせないものが財政の健全化であり、平成24年度は2億8,000万円の公債費の繰上償還を実施し、実質公債費比率、将来負担比率等各種財政指標の改善に努めてまいりたいと考えております。

古墳の湯、ネクサス及び山村広場におきましては指定管理者制度を導入し、経費の節減に努めるとともに、財源確保の観点から、遊休地につきましても売却に努めていくこととしております。

また固定資産税の課税客体の適正な把握のため、高精度な航空写真を活用した現況調査を行うこととしております。

また、企業会計の安定的な運営を図るため繰出金を措置したほか、町土地開発公社の経営の健全化を促進するため、本年度も土地開発基金へ積立てを行い、無償による貸し付けをし、金利負担の軽減を図ることとしております。

以上が平成24年度当初予算に織り込みました施策の概要であります。

一般会計予算の歳入面では、町税にあっては課税客体の適正な把握のもと、地域経済の動向などを見極め4%の増を見込んでおります。

さらに、普通交付税にあっては平成24年度地方財政計画に基づき、需要額及び収入額を見込むとともに、本町の特殊財政事情及び前年実績を勘案し、前年度比4.5%の増、特別交付税にあっては前年度比9.5%の増を見込み、地方交付税全体では前年度比5.1%の増と見込んだところであります。

繰入金については、公債費の繰上償還を実施するため、減債基金からの繰入れを行うこととしております。

なお、町債については、合併振興基金造成事業債の発行が完了したことなどから、前年

度比17.1%の減となっております。

また、その他の町債につきましても、合併特例債や緊急防災・減災事業費債など財源補てん措置が見込まれる良質なものを発行していく方針であります。

一方、性質別歳出の主なものとして、人件費では職員分の子ども手当が扶助費へ、性質区分が変更となったことに伴い0.9%の減となりましたが、この要因を除けば前年並みとなり、扶助費では障害者自立支援給付事業に係る法改正や、職員分の子ども手当の性質区分の変更などに伴い3.7%の増、公債費は繰上償還の実施もあって24.7%の増となり、義務的経費の歳出総額に占める割合は、前年度よりも3.3ポイントの増で52.9%となっております。

また、普通建設事業のうち単独事業については、統合中学校建設に係る実施設計業務や、役場庁舎改修事業に取り掛かることなどによって、255%と大幅な増額となっております。

次に、国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,500万円とするものであります。

主な内容につきましては、被保険者数を3,400人、世帯数を2,000世帯と見込み、医療費適正化対策としてレセプト点検の充実、被保険者の健康づくりや重病化を防ぐ予防活動の推進に取り組むことに加え、増大する医療給付費によって財源不足に陥る国保財政の健全化を図るため税率改正を行い、国民健康保険事業の安定的運営に努めるものであります。

後期高齢者医療特別会計予算は、高齢化社会が進む中であって、本町においても対象者数を対前年度比50名増の2,450人と見込み、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,514万9,000円とするものであります。

介護保険特別会計予算は、第5期介護保険事業計画1年目に当たる本年度は、平成26年度までのサービス給付費をもとに保険料を改正することとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,396万5,000円と定め、本年は第1号被保険者数を4,330人と見込んでおります。

主な内容につきましては、歳入では保険料2億9,483万5,000円、国庫支出金3億5,698万9,000円、支払基金交付金4億2,646万4,000円とし、歳出では保険給付費14億6,723万1,000円、地域支援事業費2,663万9,000円とし、今後の高齢化社会において、住み慣れた家庭や地域で健康を保持し、生涯にわたって生きがいを持って暮らせるよう、介護サービスの充実や地域支援事業の推進に取り組んでまいります。

国民健康保険直営診療所特別会計予算は、1日平均外来患者を26人と見込み、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,736万8,000円と定め、地域に密着した診療所として、より積極的

に取り組んでまいります。

ケーブルテレビ事業特別会計予算では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,291万3,000円と定め、主要事業であるさくらチャンネルは、行政情報や地域の問題など地域に密着した自主放送番組を放送してまいりましたが、平成24年度は取材、編集の一部を専門業者に委託することで、さらに番組内容を充実し、地域に根差した町民に親しまれるさくらチャンネルづくりを目指してまいります。

さらに、番組提供とあわせて、高速・大容量のデータ通信が利用できるケーブルインターネットサービス事業のPRにも努め、今後も住民サービスのさらなる向上のために取り組んでまいります。

水道事業会計予算では、平成24年度の業務予定量として、給水戸数を4,680戸、年間総給水量を126万2,700立方メートル、1日平均給水量を3,459立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、引き続き公共下水道工事に伴う老朽管の布設替えや、鉛製給水管の布設替えに鋭意取り組むことに加え、配水設備や志雄浄水場の設備更新に係る経費を計上するものであります。

下水道事業会計予算では、平成24年度の業務量として、農業集落排水事業では排水戸数880戸、年間総処理量29万6,000立方メートルと見込み、公共下水道事業では、排水戸数を2,700戸、年間総処理量82万2,000立方メートルと見込んだところであります。

また、これらの事業は地方公営企業として独立採算制のもとで事業運営をすることになっているところから、利用率を高めるとともに、有収水量の増加等による使用料収入の確保を図るなどにより、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

国民健康保険志雄病院事業会計予算では、業務の予定量では病床数100床、年間入院患者数1万8,250人、年間外来患者数4万7,600人とそれぞれ見込むこととしています。

事業については、地域医療の持続的な提供を図っていくため、新病院建設に向けた基本構想策定のための経費を計上いたしたところであります。

また、地域の基幹病院として地域住民の健康と医療の確保を図るため、今後とも志雄病院改革プランに基づき、より一層の病院事業経営の健全化・効率化に取り組んでまいります。

以上が議案第2号から議案第10号までの平成24年度当初予算関係の説明であります。

次に、平成23年度補正予算関係について御説明いたします。

議案第11号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,664万4,000円を追加し、予算額の累計を76億8,830万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち歳入予算については、町税、地方交付税等の確定見込みによる更正のほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

次に、歳出予算の補正内容は、公的負担率の改正に伴う共済費の補正をはじめ事業の実績により精算するもの、及び財源の組み替え補正がほとんどであります。

新たに追加計上いたします歳出予算の主なものについて、順次御説明いたします。

総務費では、公債費の縮減に向け減債基金へ、土地開発公社経営改善のため土地開発基金への積立金を追加するものであります。

民生費では、定住バックアップ事業費補助金や障害者自立支援給付事業費の過年度国庫負担返還金のほか、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

衛生費では、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金、病院事業会計への繰出金を追加するものであります。

農林水産事業費では、県営圃場整備事業に伴う負担金を追加するものであります。

土木費では、県単道路改良事業に伴う負担金を追加するものであります。

教育費では、各小学校において学校教育寄附金を充当した教育資材、図書購入等に要する経費、3月に三重県で開催される全日本中学生ソフトテニス大会出場及び千葉県で開催される全国小学生ソフトテニス大会出場に要する助成金を追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

財源となります歳入予算では、町税、普通交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、諸収入、町債を充てるものであります。

繰越明許費の補正については、既存事業において、年度内に事業が終わらない見込みの事業があり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰越をするものであります。

繰越を要する事業は、民生費の介護基盤施設等緊急整備臨時特別事業補助金、農林水産事業費の県営圃場整備事業負担金、ふるさと農道整備事業、土木費の道路橋梁耐震改修事業、消防費の町地域防災計画策定業務事業であります。

債務負担行為の補正については、押水農村環境改善センター・産業センター及び山村広場指定管理業務委託に要する経費1,000万円の債務負担行為を設定するものであります。

地方債の補正については、平成23年度対象事業費の調整と財源調整を図るため、所要の更正を行うものであります。

次に、議案第12号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,229万7,000円を追加し、17億9,370万5,000円とするものであります。

歳出予算につきましては、総務費では、国民健康保険総合システムに伴う分担金の確定による所要の経費を追加するものであります。

保険給付費では、一般被保険者から退職被保険者への資格変更に伴い、一般被保険者療養給付費を減額し、退職被保険者療養給付費を追加するものであります。

また、共同事業拠出金では、事業確定により高額医療費の発生による保険者の財政運営の安定化を図る高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金をそれぞれ減額するものであります。

次に、基金積立金では、一般会計からの法定外繰入金6,488万7,000円のうち2,845万8,000円を、平成24年度の国民健康保険財政安定化支援のために、国民健康保険基金に積み立てるものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、繰入金、諸収入を充てるとともに、先の定例会で計上しました町債6,400万円については、一般会計からの法定外繰り入れを行ったことにより減額するものであります。

次に、議案第13号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,455万2,000円を追加し、14億8,906万3,000円とするものであります。

歳出予算につきましては、総務費で介護保険事務事業に係る人件費、介護報酬改定に伴う電算システム改修費、保険給付費では、見込みによる介護サービス等給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス等諸費を追加し、見込みによる介護予防サービス等給付費を減額するものであります。

歳入予算につきましては、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第14号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算

(第2号) についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、5,034万5,000円とするものであります。

歳出予算につきましては、公的負担率の改正に伴う共済費の経費について所要の予算措置を講ずるものであります。

歳入につきましては、手数料を充てるものであります。

次に、議案第15号 平成23年度宝達志水町水道事業会計補正予算(第2号) についてであります。

今回の補正は、使用水量の減少及び公的負担率の改正に伴う共済費の補正によるものであり、収益的収入は606万5,000円を減額し3億5,423万4,000円とし、収益的支出は15万1,000円を増額し3億4,888万円とするものであります。

次に、議案第16号 平成23年度宝達志水町下水道事業会計補正予算(第2号) についてであります。

今回の補正は、主に事業内容の精査に伴うものであり、収益的収入では963万8,000円を減額し6億1,362万1,000円とし、収益的支出では278万円を減額し6億2,016万8,000円とし、また資本的収入では3,513万5,000円を減額し1億8,303万3,000円とし、資本的支出は673万円を減額し4億7,474万9,000円とするものであります。

次に、議案第17号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算(第4号) についてであります。

今回の補正は、収益的収入につきましては、一般会計繰入金を医療外収益から医業収益へ組み替えするものであります。収益的支出では、医業外費用の消費税を追加し、医業費用の研究研修費を減額するものであります。また資本的収入につきましては、451万9,000円を減額し1億558万2,000円とするものであります。

内容は、修学資金に対する繰入金、オーダーリングシステムに対する県補助金、寄附金の追加及び企業債を減額するものであります。これに伴い過年度分損益勘定留保資金において451万9,000円を増額し、総額4,994万4,000円とするものであります。

続きまして、条例関係について御説明申し上げます。

まず、議案第18号 宝達志水町暴力団排除条例についてであります。

本案は、暴力団による不当な影響を社会全体で排除し、町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定するものであ

り、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」ことを基本理念とし、国、県、町及び町民等が相互に連携協力し、暴力団排除を社会全体で推進するための措置等について規定するものであります。

次に、議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、同条例において交付する奨励金等のうち、U・Iターン者奨励金制度の利用者が少なく、定住化促進のための効果が薄いと判断されることから、行財政改革の趣旨にのっとり制度を廃止するものであります。

次に、議案第20号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の雑損控除に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例を講ずるもので、雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合に、災害がやんだ日から1年を超え3年以内に支出する費用を追加するものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本町の国民健康保険財政の健全化を図り、被保険者への適切な医療給付を行うための国民健康保険税率の改正をするものであります。

本町の国民健康保険財政の現状については、これまで繰越金や国民健康保険基金の取り崩しにより赤字補てんすることで、何とか黒字決算を組んでいたところであります。しかしながら、この基金も底をつき、平成23年度の決算見込みで約3,600万円程度の歳入不足が見込まれることとなり、今後の国民健康保険財政を維持するため、早急に税率等の改正を行う必要が生じたためであります。

保険税率の改正方針といたしましては、まず基本的な考え方として、被保険者に応分の負担をしていただくことを基本としつつも、急激な税負担の増を避けるため、段階的に税率改正を行うものとし、あわせて税負担を少しでも軽減するため、平成23年度3,642万9,000円、平成24年度2,845万8,000円の法定外繰り入れを行う予定であります。

今後は、10年後をめどに、国民健康保険財政の健全化を図るよう取り組んでまいりたく、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、議案第22号 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、北川尻子どもの広場の設置に伴い、町子どもの広場等設置条例に施設として規定するものであります。

次に、議案第23号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

本町には、押水児童クラブとしお児童クラブがあり、これまで民間施設を利用して運営していたしお児童クラブを、旧北部保育所の建物を改修して利用することとしたもので、あわせて従前の宝達志水町押水児童クラブ設置条例を廃止し、改めて本条例に両施設の設置条項を設けるものであります。

次に、議案第24号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険料は3年に1度、介護サービスは供給量等に基づき見直すこととしており、平成24年度から3年間で第5期に当たります。第3期から第4期にかけては、介護保険料を据え置くことができたものの、介護サービス利用者の増加、介護保険施設の整備及び介護報酬の改定により、第5期介護保険事業計画の介護保険給付費の増加が見込まれることから、これがサービス維持のため、今回、介護保険料の引き上げをお願いするものであります。

次に、議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町財政の健全化に資するため、さらに1年間、私の給与を10%、副町長及び教育長の給与をそれぞれ2.5%削減して支給するためのものであります。

次に、議案第26号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、宝達志水町課制条例の一部改正及び事務の所管替えに伴い、関係条例において必要な改正を行うものであります。

次に、議案第27号から議案第31号までの5件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、各種法律の一部改正が行われたことに伴う条例改正であります。

同法律については、平成23年5月2日に公布されたものを第1次地域主権一括法、平成23年8月30日に公布されたものを第2次地域主権一括法として条例改正案の説明をさせていただきます。

議案第27号 宝達志水町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する

条例については、第2次地域主権一括法による地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正により、地方公共団体の国等への寄附金等の支出について、法律により原則禁止が廃止されることに伴い、普通財産、行政財産、物品について譲与または減額譲渡、無償貸付け、または減額貸付けができる場合として、国を対象に追加するものであります。

議案第28号 宝達志水町行政財産使用料条例の一部を改正する条例については、第2次地域主権一括法による地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正により、地方公共団体への国等への寄附金等の支出について、法律により原則禁止が廃止されたことに伴い、町行政財産使用料条例の使用料を減免することができる場合として、国を対象に追加するものであります。

議案第29号 宝達志水町立図書館条例の一部を改正する条例については、第2次地域主権一括法による図書館法の一部改正により、文部科学省令の基準を参酌し、図書館協議会の委員の任命基準について規定するものであります。

議案第30号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例については、第2次地域主権一括法による土地改良法の一部改正により、農林水産事業に係る受益者からの賦課金を徴収できる根拠として準用する土地改良法の該当条項が、1項建てから2項建てに改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、第1次地域主権一括法による公営住宅法の一部改正により、同居親族要件が平成24年4月1日から廃止されるものの、これまでどおり入居者資格として同居親族要件を課すことなどを規定するものであります。ただし高齢者、障害者など特に居住の安定を図る必要がある者については、例外的に単身入居できることを規定するものであります。

次に、議案第32号 宝達志水町デマンドタクシー運行事業に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、交通政策事業の見直しに伴い、デマンドタクシーの運行主体を町から民間事業者に移行することに伴い、町が設置することなどを規定した条例を廃止するものであります。

次に、議案第33号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター及び宝達志水町山村広場の管理を行わせる指定管理者を指定するものであり、施設使用申請等での使用者の利便性の向上及び施設管理を効率的に行うことができることから、同施設内に事務所を置く宝達

志水町商工会を指定管理者として選定するものであり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、平成24年4月1日から向こう5年間であります。

次に、議案第34号 宝達志水町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについてであります。

本案は、宝達志水町第2次行財政改革大綱の趣旨にのっとり、郵便局ワンストップサービス事業を廃止することに伴い、町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すものであります。

次に、議案第35号 町道路線の廃止について及び議案第36号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路整備及び圃場整備事業に係る起終点の変更により、吉野屋5号線及び子浦荒屋2号線をそれぞれ廃止し、改めて認定するものであります。

以上、提出いたしました議案について、提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今の提案理由の中で訂正させていただきたいと思えます。

現在の志雄病院は、先ほど昭和28年3月に建設されたということで申し上げましたけれども、昭和38年の間違いでございましたので訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北本俊一君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（北本俊一君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

6番 津田 勤君。

〔6番 津田 勤君 登壇〕

○6番（津田 勤君） 6番議員の津田勤です。

早いもので、あと10日で今年の3.11、ちょうどこの議会の最終日でした。14時過ぎに議長の、「お、地震だ」という、あれからもう1年が経とうとしております。28日現在で死者1万5,854人、行方不明者3,276人を数えております。亡くなった方の御冥福と行方不明の方の一日でも早い発見、また被災地の一日でも早い復旧や復興をお祈りいたすものでございます。

さて、私は合併の目玉でもある統合中学について幾つか質問させていただきます。

中学校の建設場所については、私も中学校建設特別委員会に加わり、現押水中学校の場所に賛成した一人として、執行部におかれましては一部町民の方のいろんな御意見もございしますが、ぶれない態度で粛々と事業を進めていただきたいと思います。

そこで、まずスクールバスの送迎についてお伺いします。

スクールバスの送迎の範囲の原則は、6キロ以上の地域となっております。ただ集落の手前と奥の家では、6キロ以上の場所と6キロ以下の場所の一緒の集落の中でも差が出てくると思います。このような地域はどのようにしてするのか、ちょっとまたお伺いします。

また、冬季期間、雪が降った場合なんですけど、今、原則として徒歩で通学、または家族が送り迎えするような状態になっておるんですけど、このスクールバスを例えば今の樋川地区ばかり言ってあれなんですけれども、樋川地区でその6キロ未満のところ、5キロ以上6キロ未満のところもたくさんございますが、そのような地区については、隣の地区が送っていて、こっちの地区で歩いておって、そのまま知らん顔して行くというか、通り過ぎていくというのは如何なものかなということで、そんなようなお考えはあるかどうかお伺いいたします。

続きまして、通学路についてお伺いします。

旧押水地区は、今の通学路で通学されているとおりでございますが、樋川地区のほとんどの集落が新たな通学路となります。どのようなルートを考えておられるか、またそのルート、道が安全で安心して通れる道かどうか。皆様の机上での考えでなく、実際に自転車

に乗られてみたり、歩くのはちょっと遠いかもしれませんが歩いてみたりして、実際の自分で体験しながらこのルートを決定されているのかどうかをお伺いします。

最後になりましたが、敷浪駅はちょうど今、先ほど町長さんもおっしゃられたとおり西口の整備も進み、今年度からちょうど子どもたちが電車を利用するのに、また絶好の機会にもなってきたと思います。この樋川地区は敷浪駅も大変近く、冬場の雪の降ったときにはスクールバスという手もありますが、敷浪の駅の前に家もある、すぐ近くの集落もあると、そこへは歩いて帰れるような距離の方もたくさんいます。そこでJRの利用率の向上も含めてJRを利用するのは、町のほうとしてはJR利用をどのように考えておられるか。また定期券購入等の学割等の補助金を出すお考えはあるのか。またこの際ですから免田駅の利用のほうも、もしお考えがあればお伺いします。

以上3点でございますが、これは準備委員会でもいろいろと検討を重ねているかと、これからの検討課題かもしれませんが、私の一般質問で、ますますいい中学校ができることを御期待申し上げて、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） ただいまの津田議員の御質問にお答えをします。

まず、スクールバス送迎の6キロの範囲についての御質問でございますが、直線距離ではなく通学路予定ルートの道のりでございます。6キロの地点は、荻谷方面では国道159号の荻島信号機付近で、柳瀬方面については国道249号の羽咋市境付近、柳瀬大橋から北約50メートルの付近の地点でございます。なお出浜会館までは約5.5キロです。したがってスクールバス利用集落は、6キロ以上離れている集落を現在統合準備委員会で検討していただいておりますが、約6キロの集落については御意見を伺いながら、中学校統合準備委員会で検討してまいりたいと考えております。

次に、通学ルート及び整備についての御質問でございますが、現在、中学校統合準備委員会の通学部会で協議、検討している段階でございます。基本的には現在、宿の生徒さんたちが通学している通学路を通ることを想定しておりますが、通学路の設定に関しては安全第一を考え、国道の走行に関しては自歩道の走行、横断に関しては信号機のあるところ、信号機の無いところに関しては横断歩道があるところを横断するルートを考えているところです。通学路の中には、外灯が少ない箇所など整備が必要な箇所があります。統合までに整備したいと考えております。

次、電車利用の件についての御質問ですが、実際に通学される保護者、生徒の御意向を伺い、対応したいと考えております。

また、通学方法については、保護者からの届け出に基づき校長が承認することとしております。自転車通学者で冬期間一時的に電車を利用する場合には、柔軟に対応したいと考えております。

あと補助金等ございましたが、その他についても統合準備委員会、それから議会とも御相談しながらお話を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。

○議長（北本俊一君） 6番 津田 勤君。

〔6番 津田 勤君 登壇〕

○6番（津田 勤君） 明快な答弁ありがとうございます。1点だけ再質問させていただきます。

スクールバスの送迎はわかりました。その逆の場合はどうなのか。逆というのは例えば志雄地区とか南邑知地区の人が自転車に乗って学校へ行ってはいけないのか。6キロ以上の人が、例えば今おっしゃられた荻谷の人が、例えば冬とかそんなときは当然問題外ですけども、天気の良い日に自転車に乗って学校へ行ってはいけないのかどうか。遠くの人が乗って行ってはいけないのかどうか。そこ柔軟な態度があるのかどうか、ちょっとお伺いして再質問させていただきます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） ただいまの再質問の件でございますが、今現在、中学校準備委員会のほうでそういう議論されておるわけですが、6キロを超えたところの子どもたちが学校まで自転車に通うということについては、実は今までお話がなかったものですから協議しておりませんが、今議員が御質問された内容についても、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（北本俊一君） 次に、2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 久保喜六です。今定例会において2点お聞きしたいと思います。

1つ目は、統合中学校のことについて、2つ目はオムライスの郷プロジェクトについてお聞きしたいと思います。

まず初めに、統合中学校建設についてお聞きしたいと思います。現在、統合中学校準備委員会で、いろいろと新統合中学校に関してのことが進められていると思います。各小学校でも説明会が開かれていると思います。いろいろな意見等が出ていると思われませんが、そこでお聞きしたいのですが、今年度、年度ももうすぐ変わるかと思いますが、これに伴いPTAの役員も変わると思われます。現在の統合中学校の準備委員会のメンバーも、PTAの役員の改選に伴い変更になるかと思いますが、これについての引き継ぎなど、どのように行っておられるのかお聞かせください。

また、統合中学校準備委員会の組織構成についてですけれども、配付されている資料を見ると、総務、通学、PTAなどの部会に分かれて検討されていることはよくわかるんですが、どの小学校のPTAの代表がどの部会に属しているのかなどという情報がわからないという声も聞かれます。町当局として次回に広報する際に、統合中学校準備委員会の組織図など、細かいそういうものを情報公開というか公開掲載する考えはおありでしょうか、お聞かせください。これは学校教育課長に答弁をお願いいたします。

次に、去る2月14日に統合中学校問題についてということで、町当局と子浦、荻市、吉野屋、聖川の区民の懇談会が開かれたと思います。この懇談会は、統合中学校敷地変更を求める会による署名運動が展開され、先ほど言った地域の区長の要請で行われたかと思えます。このことは一部新聞報道にも出たと思います。この件に関して町長、副町長、教育長にお尋ねします。

署名運動にもなり、新聞報道では旧志雄地区の地域住民に十分な説明がなかったとの意見などがあつたと思います。町当局としてどのようにお思いでしょうか、お聞かせください。また新聞報道では津田町長は、署名は重く受けとめるとのコメントが書かれていました。具体的にどのように今後進めていかれるかお聞かせください。

次に、話変わって2つ目の質問です。オムライスの郷プロジェクトについてお聞きしたいと思います。

本プロジェクトは、本町出身でオムライスを初めてつくった故北橋茂男氏にあやかり、オムライスを当町の御当地グルメとして情報発信し、町の活性化を図るのが目的だと思います。私も何度かイベント会場に足を運びながら、陰ながら応援させていただきました。町を活性化したいと思うスタッフの人たちの熱い思いが伝わり、町内外問わず、我が町はオムライスの郷ということをし少しでも皆さんに知ってもらい、交流人口等が増えてくれればいいなと私も思っております。

ただ、まだこの町内外においても認知不足感があるのではないかと少し思います。去年の実績、そして今後の予定と展望をお聞かせください。またオムライスの郷のホームページも立ち上がったと思いますが、現在のアクセス件数などもできればお聞かせください。

以上です。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

統合中学校の件でございますけれども、昨年5月から6月にかけて、町内25カ所で町政懇談会を開催いたしまして、町の財政状況あるいは統合中学校の必要性について一応御説明してまいりました。

その中で建設候補地でございますけれども、押水中学校敷地、志雄中学校敷地、白虎山公園の3カ所の状況についても説明してまいりました。その中で建設場所については、今後議会と相談して決定したいということで御理解をいただいたというふうに、私思っております。しかし署名運動がなされたという事実がございます。この事実については真摯に受けとめまして、また説明不足があったという御意見についても、これは今後のことでございますけれども、今後の進捗状況については気持ちを引き締めまして、保護者はじめ町民の皆さんに対しまして、詳細に説明してまいらなければならないというふうに考えております。今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 副町長 中谷浩之君。

〔副町長 中谷浩之君 登壇〕

○副町長（中谷浩之君） 2番 久保議員の御質問にお答えいたします。

町長と同じ答弁でございますが、ただ町民の皆様への情報提供は大変重要であると考えております。そういうことからして、建設及び中学校統合準備委員会に関することにつきましては、今後とも広報、ホームページを通じまして町民の皆様方にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 久保議員の御質問にお答えします。

本町の教育を預かるものとしまして、生徒が安心して学習できる学校づくりが大切であ

ると考えておりますことから、よい学校づくりのため、中学校統合準備委員会をはじめとする保護者の皆様の御意見を大切にしていまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。あとの御質問は学校教育課長から答弁させます。

○議長（北本俊一君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 久保議員の御質問にお答えをいたします。

中学校統合準備委員会での役員の改選引き継ぎの件についての御質問でございますが、昨年10月28日に中学校統合準備委員会を立ち上げ、各小中学校PTA役員の皆様に委員をお願いをし、総務、通学、PTAの3つの部会に分かれていただき、これまでに3回の協議をいただきました。去る2月24日、中学校統合準備委員会を開催し、平成23年度のまとめとし中間報告を行いました。

概要といたしましては、校名は公募とし、校章、校歌は校名決定後に作成を依頼することとし、制服につきましては男子は詰め襟学生服、女子はセーラー服を基本とすること、スクールバスの運行計画、通学路の危険箇所を含む調査並びにPTA規約の素案なども審議をいただきました。この中学校統合準備委員会でまとめたことを、次年度、各学校のPTA組織から中学校統合準備委員会の委員会として出ていただく皆様方に御説明を申し上げ、引き続き保護者の皆様の御意見をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、スクールバスの停留所及び通学路の選定などの課題解決に向けての取り組みも、重ねてしてまいりたいと考えております。

なお、新年度の中学校統合準備委員会のメンバーにつきましては、次回4月以降になりますが、中学校統合準備委員会終了後、各部会の構成も含め、学校教育課ホームページにおきましてお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） ふるさと振興室長 村井仁志君。

〔ふるさと振興室長 村井仁志君 登壇〕

○ふるさと振興室長（村井仁志君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

オムライスの郷プロジェクトの実績と今後の展望についてでございますが、昨年5月に商工会、観光協会、飲食店組合や各種団体の賛同を得て、オムライスを御当地グルメとして発信し、町おこしを進める実行委員会が設立されました。実行委員会では4つの基本計

画に基づいて事業を推進しています。

1つ目は、町民参加によるオムライスの郷づくりであります。これは各家庭でそれぞれの味のオムライスを手軽に作っていただけるよう講習会を開催するもので、子どもたちにも興味を持ってもらえるよう、学校とも連携して家庭科の授業で実施し事業を進めております。

2つ目は、町内の飲食店でオムライスを提供する店を増やして、御当地グルメとしてPRしていくことと、地元食材などの利用拡大を図るとしております。現在13店舗でオムライスを提供しており、参加店の方々と研究会を立ち上げ、新しいメニューの検討やPR方法などについて勉強会を実施しています。また新たに参加に向けてメニューの検討をしている店舗が二、三あると聞いております。

3つ目は、一般主婦などが主体となってオムライスを提供するコミュニティレストランの開店運営であります。これは地域住民の交流拡大や、町外からの来訪者への町の情報発信の場にしたいと考えております。平成24年度には県のモデル事業の採択を受けて、コミュニティカフェ事業として、さくらドームの旧喫茶ルームを使って、週1回のペースで開店できるよう事業を進めたいと考えております。

4つ目は、オムライスに関するイベントの開催と町内外のイベントへ出店、販売によりオムライスの郷宝達志水町をPRし、町への誘客を図るものであります。今年度、金沢市などで開催されたイベントに4回出店し、どの会場でも行列ができる人気で約2,000食を販売し、オムライスが宝達志水町の御当地グルメとして関心が高まっていると感じております。

また、先月開催した食のシンポジウムでは、来場者の4割が町外の方でした。これら実行委員会の取り組みを新聞やテレビ等で数多く紹介されたことにより、オムライスの郷による町おこしが県内を中心に周知が図られ、浸透してきていると思っております。しかし、これまでオムライスの郷のPRやイベント企画など普及定着に向けた取り組みについては、1年目ということもあり事務局主導によるところが多く、提供店同士の競争と連携や民間参入にはこれからという状況であります。

こうした中、全国各地見渡しますと、食と観光による交流人口を増やす手段として、御当地グルメ開発による食による町おこしが過熱化しており、今後さらに激しさが増すことが想定されます。このため将来にわたり地元食材を生かしたオムライスを地域ブランドメニューとして知名度を高め維持していくためには、多くのイベントに参加し活動していく

ことが必要であると考えております。

現在、提供店が行っている研究会の組織化や民間企業の参加を促すとともに、イベントに参加していただくスタッフの確保も不可欠で、広報等で関心のある町民の方の参加を募っていきたいと考えております。

今後は、能登有料道路の無料化や北陸新幹線金沢開業などが予想されることから、オムライスの郷を県内外からの観光客にPR、情報発信し、交流人口の増加を図り町の活性化につなげたいと考えております。またオムライスを町民にも愛される御当地グルメに育てていきたいと考えており、実行委員会においてオムライスの日を定めることも検討していきたいと思っております。

最後に、オムライスの郷のホームページのアクセス件数でございますが、昨年10月に開設してからの約5カ月間で9,200件余りのアクセスがあり、イベント開催の前後のアクセス件数が多くなっております。今後もホームページを開設していない提供店もあることから、内容の充実を図り、関係機関と連携し情報発信していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（北本俊一君） 次に、4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 私は、国民健康保険税と介護保険料の改正、統合中学校の建設、交流人口の拡大策についてお尋ねをいたします。

まず、国民健康保険財政健全化に係る税率等の改正についてお聞きをいたします。

今回の改正は、先ほど町長の説明にもございましたように、不況に伴う税収の減少と医療費の増加によるものとされております。御承知のとおり本町は医療給付費が著しく多額の自治体として、平成21年度には県下でただ本町一町だけが、厚生労働省からありがたい指定を受け、国民健康保険安定化計画を策定し、国民健康保険事業の運営の安定化措置が講じられてまいりました。

その中で効果的な施策として、医療費の抑制には平成20年度より実施の特定健診、保健指導の受診率向上、メタボリック症候群の該当者等による循環器系疾患やがん対策などが行われてまいりました。これら施策の実施に合わせて本町独自の施策の展開によって、財政の安定化、税率の抑制に取り組む努力が必要ではないでしょうか。そこで津田町長及び担当課長にお尋ねをいたします。

まず、保険料について昨年6月に賦課限度額が改正されましたが、今回税率を改正する

必要性をお聞きいたします。

第2に、医療費適正化施策について実施状況とその効果をお聞きいたします。

第3に、特定健康診査等の実施による医療費抑制策について。

1つ目は、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上策、メタボリック症候群の該当者等の減少率及びがん検診受診率の改善についてお聞きをし、あわせて各々の目標率に対する現状と今後の取り組み強化策をお聞きいたします。

2つ目は、特定健診など国が定めている24年度の目標値について、目標値達成度合いによる後期高齢者支援金の加算及び減算に反映する仕組みになっておりますが、本町の状況と目標が達成できなかった場合に、先に提案されました税率改正後の収支見込みに大きく影響を及ぼすことになるとは思います。考え方をお聞きいたします。

3つ目は、増加傾向にあります人工透析者の抑制策をお聞きします。

4つ目は、義務にはなっておりませんが、40歳未満の若年者健診の実施についてお考えをお聞きいたします。

次に、第5期介護保険料改定についてお聞きをいたします。

介護保険利用者の増加と介護施設の整備及び介護報酬の改定により、大幅値上げの提案がございましたが、介護予防対策の充実や保険料の伸びを抑制する自助努力も必要なのではないでしょうか。そこで津田町長及び担当課長にお尋ねをいたします。

まず、介護保険料利用者の自然増加を抑制し、介護予防事業の充実施策をお聞きをいたします。

第2に、一般高齢者施策であります元気あつぷ教室及びおたっしや教室の充実と、これら教室の修了者が要介護状態にならない施策の展開が必要と思いますが、対応策をお聞きいたします。

第3に、基金取り崩しの必要性についてお聞きをいたします。

次に、統合中学校の建設について津田町長及び山下教育長にお聞きをいたします。

先ほど津田議員、久保議員からも御質問がございましたので、重なる部分がありましたら答弁は結構でございます。

まず、先に開催されました小学校及び保育所の保護者説明会は、平日の午後の時間帯に行われましたが、参加状況、保護者の反応、あわせて期待どおりの成果と理解を得ることができましたでしょうか。また説明会には昨年のPTA説明会の反省点も踏まえた上で臨まれたことと思いますが、如何だったでしょうか。

第2は、生徒たちの土曜日、休日、祝日のクラブ活動や遠征など保護者等の負担軽減策をお聞きいたします。

第3に、統合中学校の建設について、町教育委員会の関わりについてお聞きをいたします。

第4は、統合中学校の建設について、関係者や保護者などだけの問題ではございません。町の将来に係る最重要事項でもあります。情報の公開や共有化などについて志雄地区だけではなく押水地区も含めて、広く多くの町民の間に違和感があると聞いております。これらの解消に向けどのようにしようとお考えなのか、対策をお聞きいたします。

最後に、北陸新幹線開業を見据えた交流人口の拡大策についてでございます。

能登には、来年2013年4月に能登有料道路が無料化されます。2014年度には能越自動車道の七尾までの供用が始まり、そして3年後には北陸新幹線の金沢開業が予定されております。これにより能登への交流人口が大幅に増加すると予測がされております。県では本町を除く4市4町が昨年6月に世界農業遺産に認定されたことを前面に出して、能登浮上に向けた支援策を本格化している中で、能登の各自治体も県と連携を密にしながら、創意工夫を凝らした積極的な施策を展開しております。

本町では、宝達山整備計画検討委員会を設置し、宝達山の環境整備について議論されていることも承知いたしておりますが、宝達山を中心とする里山には、数多くの財産が隠れており、これらを発見、発掘し、そして活用して、魅力のある地域として情報を発信していくことが重要と思っております。本町は紛れもなく能登に位置しております。現状では能登と加賀の間に埋もれてしまうのではないかと心配をしております。そこで津田町長にお聞きをいたします。

まず第1には、本町の浮上にかかる思いと施策をお聞きいたします。

第2には、世界農業遺産認定については見直しもされると聞いておりますが、追加認定の申請を含めて、豊かな里山里海を活かす取り組みを様々な視点や角度から検討し展開するシステムづくりの構築が必要と思っておりますが、お考えをお聞きし私の一般質問といたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税改正の必要性についてでございますけれども、本町の国民健康保

険財政は、経済状況の悪化によりまして税収の減少、あるいは被保険者の高齢化に伴いまして医療費の高騰が続いております。毎年、単年度収支では赤字を計上しておるといふような状況でございます。この赤字をこれまでは繰越金あるいは基金を取り崩して補てんしてまいりましたけれども、その基金も平成22年度で底をついたということでございます。このままでは今後の療養給付費に支障を来すことから、平成24年度から段階的に税率を改正いたしまして、国民健康保険財政の安定化を図るために、今回税制改正をお願いしておりますわけでございます。詳細については担当課長のほうから、また御説明させていただきます。

次に、介護保険料の改定でございますけれども、平成24年度から26年度までの第5期の介護保険事業計画の中で、当町における被保険者、要介護者などの数あるいは介護サービスの利用状況などを勘案しまして、3年間の介護サービスの量を見込みまして、第1号被保険者の介護保険料基準額を5,700円ということで決めまして、今回、定例会に上程させていただいております。

この上昇の要因といたしましては、介護サービスの利用者の増加あるいは介護保険施設の整備あるいは介護報酬の改定などがあるわけでございます。そこで今回少しでも保険料の引き上げ額を抑えるために、石川県の財政安定化基金と町が保有しております介護給付費準備基金約3,130万円を取り崩しまして、結果として引き上げ額を月額で196円抑えて設定させていただきました。

また、介護予防事業の充実策であります。現在、介護予防事業教室といたしまして、元気あつぷ教室、おたっしや教室を開催しております。今後もこの2つの教室を充実させまして、高齢者が要介護状態にならないような事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。この事業の細部につきましても、所管の課長から説明させていただきます。

次に、統合中学校の建設でございますが、統合中学校の建設は本町にとって最も重要な事業でございます。学校は地域の核として地域住民の思いに格別なものがあることから、場所の選定については町民の方すべてが賛同していただけるということは、なかなか確かに極めて難しいような状況でございます。そういうふうに認識しております。

そこで、選定に当たりましては建物や敷地の規模、環境条件、それから周辺体育施設の活用、財政面などから総合的に検討いたしまして、議会の皆様方と協議の上、判断させていただいたという状況でございます。

この間、学校建設特別委員会も13回開いていただいております。そういうことで、一応議会の皆様と協議の上に判断させていただいたというふうに認識しておるわけでございます。

また、建設につきましては、生徒、教職員等が安全で安心して学習できる建物環境を整備することが大切であることを重視して、この事業を行ってまいりたいと考えております。

なお、統合中学校建設事業の内容につきましては、これからも保護者をはじめ町民の皆様に対しまして詳細にお知らせしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。その他につきましては教育長のほうから御説明してもらいます。

次に、北陸新幹線を見据えた交流人口の拡大策についてでありますけれども、本町では全国で唯一、世界でも3つしかない車で走れるなぎさドライブウェイや、ほかには能登の最高峰であります宝達山、これは頂上からは能登、加賀、越中を見渡すことができる眺望のいい山でございます。そのほかにも喜多家、岡部家など歴史、文化が体感できる史跡も数多くございます。これまでも多くの観光客が来町しております。

しかし、観光客のほとんどが通過型で町内の滞在時間が短いのが現状であります。今後の能登有料道路の無料化あるいは北陸新幹線の金沢開業によりまして観光客の増加が見込まれることから、来町者に対しまして、町内に足をとめてもらい滞留時間を増やす対策も必要と考えております。

そこで昨年、なぎさドライブウェイの今浜入口に公衆トイレを設置いたしました。また今年度からは宝達山の整備に向け、山頂付近の測量業務を実施し、1月には検討委員会も設けて、眺望あるいは里山の環境、レクリエーション空間などの整備について検討をはじめております。今後、計画的にこの整備を実施していけば、訪れる観光客の滞留時間も延びるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。何とかそのような方向で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、本町では世界農業遺産に登録されている能登の里山里海のエリアには入っておりませんが、整備計画を策定していく上で、宝達山の環境等を活かした保全と利活用のあり方について今後検討し、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。平成24年度には緊急雇用創出特別事業を活用しまして、新たな観光素材の調査あるいはこれまで情報を発信してこなかった地域の祭りや風習などを掘り起こしまして、情報誌を作成し配付することによって本町への誘客を促進し、観光交流人口の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、近年では、観光客のニーズも多様化が進んでおると言われております。誰でも訪れる定番の観光地ではなくて、食などの一定のテーマに関心がある観光客が訪れる新しい観光が注目されておりますので、金沢から四、五十分の距離にあります本町の立地を活かしまして、自然、歴史、風土、食などの地域資源を活用した観光地づくりや観光ルートの発信を進めていかなければならないというふうに考えております。これからもそのような方向で事業を展開してまいりたいというふうに考えております。ひとつよろしくお願いたします。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 柴田議員の御質問にお答えします。

説明会の参加状況についての御質問ですが、昨年7月に開催しました。この開催につきましては、町政懇談会の後を受け統合中学校建設用地3カ所の説明を申し上げました。これは夜開催をいたしました。

次に、2月、平日の午後でありますが開催をしました。これは場所が決まりましたので、それに伴ういろいろな条件等を、要するにお話、説明するためにお伺いしたものでございます。保護者の皆様が参加のしやすい授業参観の日に開催をさせていただきました。

小学校のPTAの参加数を比較しますと、昨年7月の開催は125人で全体の22.05%、今回2月の開催は284人、50.09%の参加をいただきました。説明会の内容につきましては、今申し上げたとおり、現状、それから今後の予定について説明をさせていただいたところであります。

保護者の反応につきましては、通学、建設場所等に関して意見、質問をいただきました。今後ともスクールバス停留所及び通学路の選定など重要なことについては説明会を行い、御理解を得るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、生徒たちの土曜日、休日のクラブ活動や遠征など保護者等の負担軽減策についての御質問でございますが、土曜、休日のクラブ活動等については、学校の部活動計画に基づき土曜日、日曜日及び休日の部活動支援のためスクールバスの運行を考えております。また遠征においても通学に支障のない範囲でスクールバスの有効活用を行い、保護者の皆様の負担軽減を図りたいと考えております。

次に、教育委員会の関わりについての御質問でございますが、教育委員会は議員御存じのとおり教育行政の最高決定機関であります。中学校統合準備委員会での協議事項、学校

建設に関する事項など御説明申し上げ、委員の皆様方から御意見を賜っており、統合中学校建設事業に教育的な観点から関わっていただいております。

なお、いろいろ保護者のほうから御注文はございましたが、やはりできるところとそうでないところがございますので、そういうところは、これからまた御相談申し上げながら決めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

医療費の適正化施策につきまして実施状況と効果、そして後期高齢者支援金の加算と減算制度についてお答えいたします。

まず、医療費適正化のための主な取り組みといたしましては、レセプト点検があります。これにより被保険者資格や診療報酬の請求内容を入念に点検し、適切な療養給付に努めております。なおレセプト点検による財政効果は、平成22年度の実績で611万8,000円の削減となっております。

また、医療費の抑制も重要なことであり、そのためには被保険者が健康であることが一番大切なことから、病気の早期発見のための人間ドック助成金の交付や生活習慣病の改善のための特定健診事業、保健指導等の保健事業を行っております。あわせて被保険者に自分の医療費を確認していただくために、医療費通知を2カ月に1度送付するとともに、ジェネリック医薬品の利用促進のために希望カードを配付するなどして、医療費抑制の啓発を行っております。

次に、特定健診や保健指導の実施状況に基づく後期高齢者支援金の加算・減算制度についてであります。

高齢者の医療費の確保に関する法律においては、特定健診や保健指導の実施率、またメタボリックシンドロームの該当者等の減少率により、保険者が支払う後期高齢者支援金の額が最大で10%まで加算、または減算されることになっておりますが、詳細な計算方法は平成25年度以降、政令において示されることになっております。

なお、国が示す平成24年度の目標値は、特定健診の受診率は65%、保健指導の実施率は45%、またメタボリックシンドロームの該当者等の減少率は10%となっております。これらの本町の状況であります。平成24年2月時点で特定健診の受診率は54.0%、また現在指導中であり保健指導の率は54.2%であります。メタボリックシンドロームの該当者

等の率については、平成20年度の28%から比べると1.6%の増加となっております。増加の原因としては、今まで特定健診を受けていなかった方の初回受診が増え、その中に該当者が多くいたことによるものであります。

なお、これらの率が目標値に達しない場合の影響額は、今年度の後期高齢者支援金の決算見込額1億5,000万円で試算しますと、最大1,500万円が加算されることになるため、未達成の場合、今後、国民健康保険税率の改正に大きな影響を及ぼすものと考えられます。しかし被保険者が健康であれば医療費は抑制され、さらに税率も抑制できることから、まずは特定健診や保健指導等を強力に推進し、目標の達成とともに被保険者の健康を確保していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君。

〔健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君 登壇〕

○健康福祉課長（福祉担当）（林谷茂和君） 4番 柴田議員の御質問にお答えします。

元気あっぷ教室と、おたっしや教室の充実と、おたっしや教室修了者が要介護状態にならない施策の展開が必要ではないかとの御質問でございます。介護保険サービスを将来的に使う可能性が高いと見られる人を対象とした2次予防事業の元気あっぷ教室は、3カ月集中的に行う教室であり、運動機能や口腔機能の向上を目指した教室で、筋力維持の体操や歯磨き指導、嚥下体操による高齢者が誤嚥から肺炎による要介護状態へと進まないように、個別計画を立てて実施しております。修了者には、翌年度に65歳以上の高齢者を対象とした1次予防事業の、おたっしや教室への参加を進めております。

おたっしや教室は、ゲーム、レクリエーションなどを通じて、主に運動機能や認知症予防を目的とした教室で、週1回開催しております。平成24年度からは宝寿荘の指定管理者である町社会福祉協議会の自主事業として、おたっしや教室修了者及びリハビリ友の会の会員を含めての介護予防教室も月2回開催して、介護予防につなげていきたいと思っております。また体力的に自信が持てた方は、週1回、健康な高齢者を対象として宝寿荘で開催している健康いきいき教室を利用していただくことで、介護予防対策の充実を図ってきたいと考えています。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長（保健担当） 中村 努君。

〔健康福祉課長（保健担当） 中村 努君 登壇〕

○健康福祉課長（保健担当）（中村 努君） 柴田議員の御質問にお答えします。

最初に、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上策、メタボリックシンドローム

該当者及び予備群の減少率及びがん検診受診率の改善策と、各々の目標値に対する現状と今後の取り組みの強化策についてであります。特定健康診査及び特定保健指導は、平成20年4月から、40歳から74歳までの医療保険加入者を対象としてスタートした国の施策であります。

町としましては、国民健康保険加入者の40歳から74歳の対象者において、平成20年度の37.4%であった受診率を、平成24年度の受診率を国の目標値である65%に定め、受診率の向上に努めてまいりました。その結果、平成21年度には受診率は3.7%減少の33.7%となったものの、平成22年度には11.1%上昇の44.8%、23年度には、2月の途中経過ではありますが情報提供者を含めて54%となり、前年に比べ9.2%の上昇となっております。しかしながら目標値の65%には、いまだ10%以上の引き上げが必要であります。

また、保健指導においては、健診を受診された方々に対し手渡しで健診結果をお渡しし、その際にはメタボリックシンドローム該当者や予備群と言われる方に対しては、訪問や面接、電話での個人に応じた生活改善の指導を行っております。平成24年度においては、国民健康保険被保険者に特定健診の受診の重要性を理解していただくため、健康づくり推進委員や各集落の区長を通じて、今まで以上に啓蒙活動を行うと同時に、マンパワーの問題もありますが、保健師等が直接訪問して受診を呼びかけるなどの対策を立て、何としてでも受診率を上げたいと考えております。

また、がん検診においては、がん検診の内容や年齢によって受診率が54%から3%までと、高齢者になるに従って低くなっております。すべてのがん検診受診率の底上げが基本ですが、平成24年度はがんの種類とその発病年齢等を踏まえ、がん検診ごとに重点年齢を決め、特にその年代の受診率を上げたいと考えております。

次に、増加傾向にある人工透析者の抑制策についてであります。宝達志水町の人工透析者は、平成24年1月末現在で49名おいでです。そのうち国民健康保険の被保険者は22.4%で11名であります。後期高齢者は36.7%で18名であります。また社会保険等の加入者では40.8%、20名であります。

この人工透析者の中には、糖尿病などに代表される予防可能な生活習慣病からの合併症の方が43%、21名になりますがおいでです。また国民健康保険の保険者である町が行う特定健康診査には、腎臓の働きを調べる血液検査、これはクレアチニンの検査になりますが、町独自で追加検査をしております。そして特定健康診査での結果を照合して、人工透析予防の視点も含め保健指導を行い、人工透析の回避や透析に至る期間を延伸することを行っ

ております。しかし国民健康保険被保険者以外の方の特定健康診査については、腎臓の働きを調べる血液検査を、先ほど言いましたクレアチニンであります、行っていないのが現状であるところから、今後検討課題であると考えております。

最後に、40歳未満の若年者の健診に対する考えについてであります、平成23年度年代別受診率で40代は39.7%でありました。また特定健診の受診者を40代、50代、60代、70代と分類した結果、高齢者になるほどメタボリックシンドローム該当者の率が高くなっております。しかし予備群においては、50歳代が13.5%と一番高い数値を示しております。これらのことから、若年層の健診も重要ではありますが、まず40歳代の受診率を上げ保健指導を実施していくことが、より重要かと考えております。

以上であります。

○議長（北本俊一君） 4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） かなり細かく答弁いただきましたけれども、私のほうから2点だけ再質問いたします。

まず第1点目は、国保の関係でございますけれども、いろいろ構造的な問題を抱えているにいたしましても、やはり医療給付金の抑制とか保健予防というものの施策の重要性があるというように思っています。あわせて保険料の収納率の向上など健全化に向けた取り組みをより一層進めていただきたい、このように思っております。

本町は、先ほど申しましたように医療費の高い自治体でございます、他の市町村とは異なっております。したがって近隣の市や町との横並びとか、あるいは前例にないからとか、そういうことのないように、そういう意識をぬぐい去って、後期高齢者支援のペナルティーなど町民に不要の負担をさせないような努力をしっかりとやっていただきたいと思っております。新年度には組織整備もありますけれども、関係する4課の方々の連携を密にして、しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、この4課を取りまとめる総括的な方々も必要なんじゃないかなというふうに自分でも思っております。そういう意味で総括をどなたにお願いするのか、そのこともお聞きしたいと思っております。

2点目は、町の浮上策についてでございます。

世界農業遺産につきましては、4町4市がなっておりますけれども、世界農業遺産の認定というのは、能登の生活そのものが認定を受けた、そういうことでございまして、過去の古いしきたりとかそういうものが受けたんではないんです。社会的な変化とかそう

いうものを含めた中で、これから能登の生活を守っていこう、そういうものも含めた中で世界農業遺産が認定されておりますから、本町のように千里浜やら宝達山、いろいろ豊かな里山里海がございます。そういうものを活かしたもので町をどう浮上していくか、町の経済もかなり疲弊をしております。その中で町の活性化につながっていく施策になると思いますから、観光だけではなくていろんな文化、風土、そういういろんなものを含めた中で町の活性化に取り組んでいただきたい、このように思っております。

以上2点でございます。よろしく申し上げます。答弁は町長からお願いをいたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

まず、国保税の収納率の向上でございますけれども、確かに御指摘のとおり大変収納率が悪いということは、やはり経済状況が悪いということにも関連するわけなんですけれども、税そのものは資産割と所得割という関係もありますんで、収入のないときには資産は持っておっても収入がなければ納められないという方もいらっしゃいます。免除するというわけにもいきませんし、できるだけ分納の形にでもやっていただけるように、これ各課連携して取り組んでまいります。

それから農業遺産でございますけれども、認定そのものはやはり植物の生物多様性ということで線引きされて、邑知潟で線を引かれたということでございますけれども、これは2年に1回見直しをするというようなことになっております。2年後にどれだけ変わるかということはわかりませんが、この前もよその町から、能登は一つと言いながら、何もかも一つと言いながら農業遺産だけが外れていると、だから入ってほしいというような方もございました。それで、これは見直しのときにどのような見直しされるのか。今の基準でいくと入らないということになりますけれども、広げて入れることになるのか。確かに行政区で区切っておりますので、だから邑知潟に切っても、中能登町とか羽咋市は本来ならば宝達山系ですから入らないのは本当なんですけれども、盛んにそれを利用してPRしておるといったようなこともございますので、今度の見直しの時期を注意深く睨みながら、またできることならば一緒に行動をとれるような方向で進めてまいりたいというように考えております。

○議長（北本俊一君） 4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） ありがとうございます。先ほど町長、国保の関係で4課、4課というのは住民課、健康福祉課、それから健康予防課、そして税務課ですね、この連携をやったり密にしてやらないといけないんで、それを束ねていく総括者、そういうものも必要なんじゃないかというふうに私、今申し上げました。その総括をどなたにされるのか、そのことがもし町長の思いというのがございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再々質問でございますけれども、4課の共同作業ということになります。当然そのときにはどこを窓口にするか、これから検討させていただきたいと思えます。4課ということになりますと、やはり参事になるか副町長になるかということになろうかと思えます。今のところ、まだそこまで詰めておりませんので、そういうような方向で進めさせていただきたいと思えます。

○議長（北本俊一君） 一般質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は1時20分から開会をいたします。

午後12時14分休憩

午後1時20分再開

○議長（北本俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下3点について一般質問いたします。

まず、中学校の統合問題についてであります。

この問題を一般質問で改めて取り上げるのは数カ月ぶり、約1年ぶりぐらいです。今月の一般新聞の紙上で、押水中学校の横に建設される統合中学校の場所に統合反対という町民署名が1,000名を超えて集まったという報道があったために、この質問をいたします。役場庁舎内からはどうして今さら、こういう声も聞こえてきますが、町民の立場に立った場合、本当に今さらと言えるのかどうか、署名された方々は何にお怒りなのか、今後

かす教訓はないのかを検証することが重要だと思うからであります。

まず、町長がずっと参加されていた中学校建設特別委員会についてです。私は何度かこの委員会の傍聴を希望しましたが、残念ながらこの委員会の視察と重なり一度も傍聴できませんでした。同時にこの委員会が出された資料の請求をしかるべきところに申し入れましたが、委員会の承諾をいただかないと提出できませんと言われ、その後そのままになり、それがやっと一部手に入ったのは、昨年9月の議案説明のための全員協議会であります。既に中学校建設特別委員会は12回の協議が行われた後でありました。私には質問の場所も機会も与えられなかったので、この一般質問を機会に、参加されていた町長にお聞きするものであります。

まず、この委員会や町執行部は統合以外の可能性を検討されたのかどうかお聞きいたします。私は中学校の統廃合の問題は単なる教育問題におさまらず、まちづくりの重要な問題だとの指摘をしてきました。全国の例も紹介しながら、統廃合で人の流れが変わり学校が無くなったところでは住む人も少なくなるなど、統合によるデメリットを町はどう学ばれたのかお聞かせください。

次に、現在の2つの中学校の状態をどう見るかについてであります。平成21年10月に町がホームページ上で提示した中学校の耐震診断結果、これについての当時の学校教育課の説明で、押水中学校は校舎が耐震補強できる建物だが、体育館は耐震補強できないものであり、志雄中学校の体育館は耐震補強ができるが、校舎は耐震補強できないとのことでありました。それに基づいてこれまで何度か同じ質問をしてきましたが、あえて同じ質問をさせていただきますが、統合中学校を建て、スクールバスなどの経費などをあわせた費用と、それぞれの中学校を耐震補強ができるところは耐震補強し、できないところは建て替えるという費用を比較をしますと、一体どうなるのか教えてください。

次に、昨年5月から6月にかけて行われた町長の町政懇談会の町民の意見をどうとらえたかについてお聞きします。

この懇談会のテーマの一つに、統合中学校についての状況説明というのがありました。恐らく総務課がまとめられた25の懇談会の報告書であります。非常にいい報告書でありました。3つの候補地を説明したと思われませんが、このとき参加されていた町民の押水中学校横の陸上競技場予定地での統合中学校という合意ができたのかどうかお聞きします。

次に、押水中学校敷地横の陸上競技場予定地への統合に反対だという署名が広がっているのはなぜだとお考えになるか、決定や合意づくりに民主主義が徹底されたのかどうか、

そこの認識を町長にお聞きします。

合併特例債の利用期限が5年延びたという報道もされています。私はこの状態で統合中学校を建てるべきではないと思います。耐震補強がきかない志雄中学校の校舎のかわりのプレハブ教室を設置することは急ぐ必要があります。同時に押水中学校の体育館の使用を取りやめ、別の場所での体育授業を行うことは急がなければなりません。去年は25カ所の町政懇談会を1カ月で行い、統合中学校の状況報告を行っておられます。今回は場所も決まったことですから、これをもって町政懇談会をする必要があると思います。町政懇談会やPTA説明会に集まった方々は、場所をどこにするのか、白紙委任状を町長に渡したわけではありません。それが終わるまでは、今議会で提案されている平成24年度の統合中学校建設の関連予算の執行をすべきでないと考えますが如何でしょうか。

次に、国民健康保険の保険税の改定についてお聞きします。

まず、平成24年度は国保世帯にどれだけの負担が増えるかということでもあります。前回12月定例議会で町長が私の一般質問への答弁で、国民健康保険に加入している町民が国保税を値上げされたら支払う余裕はないけれども、値上げせざるを得ないと答弁された続きで、今回は具体的事例に基づきお聞きします。

その事例は、御夫婦とも65歳で、年金が2人合わせて月額18万円。9万円と9万円の方で固定資産税が年間2万円の方についてお聞きするものであります。この例についてお聞きします。まず年金は今年6月に物価が下がったということで、0.3%年金は下がることが決められています。さらに4月には、今回提案されていますように介護保険料や国民健康保険税の引き上げがあります。さらに12月には、これまでの年金を引き下げるのを見送っていた分を3年かけて引き下げる第1回目が行われ、0.9%年金が引き下げられ、年金通知が来るたびに年金額が下がっていく年になります。さて、この年金額は一体幾ら減るのか教えてください。

介護保険料も同時に値上げが提案されています。基準額が月1,100円上げられようとしています。これによって一体月18万円の65歳の御夫婦の世帯は、年間介護保険料の負担がどれだけ増えることになるのか教えてください。また今回国保税を引き上げようとしています。この世帯での影響額は年間幾らになるかも教えてください。

次に、町民全体の懐はどうなっているのでしょうか。平成19年度と平成22年度を比較すると住民税はどれだけ違ってきているのか、それは所得に換算するとどれだけ違ってきているのか教えてください。

次に、町民医療費が県内トップクラスだという問題についてお聞きします。これまでも午前中にも何人かの方が質問されました。なぜ医療費がトップクラスというのは一体誰の責任かが重要であります。私は、県内トップクラスと言いながら根本的な何の手も打たずに過ごしてきたのではないかと、行政の責任が大きいのではないかと考えています。医療費がトップクラスということは、それだけ町民の方々が病気と医療費に苦しんでいるということです。ここに光を当て、トップクラスの原因を解決していく姿勢が求められているのではないのでしょうか。病気の分析も加え、例えば大学の医学部の公衆衛生教室にも力をかりて、病気と医療費に苦しんでいる町民を救うという問題意識が大事なのではないのでしょうか。それが医療費の県内トップクラスを改善していく道です。医療費がトップクラスだから、国保税の引き上げによって加入者にその責任をすべて課すというのは間違いです。トップクラスを何の改善もできなかった行政の責任まで、国民健康保険加入者はなぜ負わなければならないのでしょうか。この改善に取り組む考えはおありかどうかお聞きします。

加入者に責任すべてを負わせるという発想には、国民健康保険制度の無理解があります。特に昭和34年に施行された国民健康保険法と、それ以前の同法との違いを本当に理解しているかどうかお聞きします。以上、最後に国民健康保険税の引き下げを取りやめるべきだと考えますが如何でしょうか。

次に、今月11日は、あの東日本大震災が起こって1年になります。16万人の方々がふるさとにいま帰れずにいます。この方々を温かく迎える町の体制づくりが求められております。まず当町と当町に隣接する県内自治体の被災者の方々の受け入れ状況をお聞きします。また被災された方々が安心して当町に住んでいただける施策の充実が必要であると考えますが如何でしょうか。

以上。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

統合以外での可能性についてでございますけれども、耐震補強を含め広い視点から検討いたしました。その結果として両中学校とも危険建物であること、生徒数の減少が確実に見込まれること、町公共施設統廃合検討委員会及び中学校施設整備検討委員会で統合が必要という意見をいただいていることから、学力の維持向上を図るため統合中学校の校舎を建設するものであります。

次に、学校統合に対するメリット、デメリットについてでございますけれども、志賀中学校の視察、インターネットでの情報の収集を行ってまいりました。今後も情報収集に努め、統合によるデメリットと言われている通学面やいじめなどの生徒指導面について十分な対策を講じ、スムーズな統合中学校運営ができるように準備に努めてまいりたいと考えております。

両校を建て替えた場合と統合中学校を新築した場合の校舎、体育館の建築に係る建設費の比較についてでございますが、平成22年11月議会において、2校を建て替えた場合約22億円、統合校舎新築の場合は約21億円とお答えしております。

なお、現在の統合中学校建設費については、前回の比較に加えて一部グラウンド整備費、外構工事費及び備品購入等を含めた事業費全体として25億円を予定しております。そのうちスクールバス4台購入に係る費用は約3,100万円を見込んでおまして、統合後のバス運営費については、1台当たり年間300万円を見込んでおります。

次に、町政懇談会でございますけれども、懇談会では建設候補地の押水中学校敷地、志雄中学校敷地、白虎山公園の状況について説明をし、議会と相談して場所を決定する旨、御説明をしてまいりました。

なお、それぞれ地域では近い場所での建設を望む声はあったことは事実であります。私といたしましては、皆様の意見も含め総合的に判断させてほしい旨、説明をし、御理解をいただいたと考えております。

なお、決定までに13回の特別委員会が開催され、また3カ所の比較検討もその中でいただいております。

次に、署名運動の展開は、統合中学校建設予定地の統合に反対する署名運動ではなく、なぜ建設を町の中心付近でしなかったかということに対する署名運動だというふうに私理解をしております。そこで建設場所については敷地面積の広さ、環境条件、それから建設費などを総合的に判断し、議会と相談して決定させていただいたものであります。

なお、議会においてお認めをいただいたことから、民主主義は当然保たれているというふうに認識をいたしております。

次に、統合中学校の必要性、現押水中学校敷地での建て替えとなったことの説明については、小学校保護者、保育所保護者の皆様に案内し、担当課でこの2月に説明会を実施してまいりました。また中学校統合準備委員会においても、統合中学校開校に向けて状況を説明し諸準備を進めております。

なお、これからも課題解決のために議会とも御相談しながら事業を進めてまいることとしております。

次に、国民健康保険税についての御質問のうち、一般会計から国民健康保険特別会計の法定外繰り入れについてでございます。国民皆保険計画における国民保険制度につきましては、今後、国の責任のもと国民健康保険財政基盤強化策の拡充と国庫負担の拡充、または都道府県を軸とした保険者の再編、統合を推進し、あわせて医療保険制度の一本化を早急に図っていかなければならないというふうに考えております。その中で当面の本町の国民健康保険財政の維持のために税率改正をお願いすることとなりますが、余りにも高い率での引き上げが必要となったときには、一般会計から許す範囲内で国民健康保険特別会計への法定外繰り入れもやむを得ない場合もあるというふうに思っております。

しかしながら、特定の歳入をもって特定の支出に充てる一般の歳入歳出と区分して経理している特別会計にあつては、趣旨からいたしまして法定外繰り入れは基本的にはすべきではないというふうに思っております。細部については担当の課長から御説明させます。

次に、東日本大震災の被災者の受け入れについてであります。東日本大震災につきましては、その発生から1年が経とうとしております。改めまして犠牲となられた多くの方に対し衷心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

本町における被災者の受け入れにつきましては、緊急的、一時的に町営住宅あるいは志雄病院官舎、空き家調査で提供可能な住宅等を貸与できるようにしているところであります。引き続き現体制で可能な限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。なお詳細につきましては所管の課長から説明させます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 総務課長 太田永作君。

〔総務課長 太田永作君 登壇〕

○総務課長（太田永作君） 小島議員の質問にお答えさせていただきます。

東日本大震災の被災者の受け入れにつきましては、被災証明を受けて町営住宅等に入居している方はおいでませんが、本町に実家があるということで福島県から自主避難された1世帯3人について把握しているところでございます。また本町に隣接する自治体の受け入れ人数につきましては、平成24年2月22日現在で、かほく市11世帯27名、羽咋市1世帯1名、志賀町9世帯22名となっております。そして本町における受け入れ可能戸数につき

ましては、町営住宅3戸、志雄病院官舎2戸、空き家調査で提供可能な住宅3戸となっており、町のホームページでも紹介させていただいております。

なお、町が行う医療及び健康の相談や県の相談窓口など各種支援内容を記載したパンフレットを環境安全課で作成をしております。記載内容以外でお困りの場合は、環境安全課及び総務課が窓口として対応をさせていただくことにしておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、平成24年度に国民健康保険税を引き上げる理由についてであります。これにつきましては、先ほど町長が柴田議員の御質問にお答えしたとおりで、非常に悪化している国民健康保険財政を健全化し、療養給付を適切に行うためのものであります。

次に、年金の0.3%、0.9%減額や、国民健康保険税の改正に伴う年間影響額についてであります。例として65歳の御夫婦で、年金収入が2人あわせて月額18万円、固定資産税額が2万円の世帯の場合で試算いたしますと、年金につきましては現在の年間支給額216万円に対し、試算上は年間約1万6,200円の減額になります。

なお、この減額率につきましては、6月支給分から0.3%引き下げられることは決定しておりますが、12月支給分からさらに0.9%引き下げられることについては、まだ法案が成立しておりませんので、あくまでも仮の試算であることを御承知ください。

また、国民健康保険税率の改正による影響額につきましては、この例の場合の年間税額は、現行税率では3万5,400円ありますが、税率改正後は4万600円となりますことから5,200円の増額をお願いすることになります。

次に、過去5年間の国民健康保険税の現年度分の収納率についてであります。平成18年度は94.8%、平成19年度は94.73%、平成20年度は93.56%、平成21年度は92.99%、平成22年度は93.29%であり、平成21年度より0.3%と、22年度につきましては若干伸び率はありますが、粘り強い自主納付の催告、臨戸徴収等を実施し、納税のしやすい方策として口座振替の普及拡大に努めるなど収納率の向上に取り組んでおります。

次に、1人当たりの医療費が高い原因とその責任の所在は、また大学の公衆衛生教室などと連携し医療費高騰の原因をつかみ、税率の引き下げを行う考えはあるかという御質問

についてであります。

医療費の高額である原因につきましては、がんなどの悪性の新生物疾患、心臓病や脳卒中などの循環器系の疾患及び精神疾患の割合が他市町に比べ高いという分析結果が、石川県国民健康保険団体連合会から報告されております。このことから今後も石川県国民健康保険団体連合会から示される医療内容等の分析結果を踏まえ、今まで以上に保険者である町と被保険者である住民が互いにより一層の努力をしながら、住民の健康の維持、増進に努めていくことが、医療費の抑制と税率の抑制につながると考えております。

次に、国民健康保険制度の変遷についてであります。この制度は昭和13年に農漁民の窮乏と医療費負担が過重になっている状況を打開し、医療の復旧、保健の向上、生活の安定に資するため、相扶共済の精神を受け入れやすい市町村などを単位として、任意の自治的な組合を組織させ、地方の実情に応じた保険事業を運営させることを目的に始めました。

その後、インフレなどにより組合運営が厳しくなってきたことから、昭和23年に制度の根本的な改正が行われ、任意の組合から市町村公営の体制に切り換え、あわせて国の財政援助を強化するなどの措置がとられております。

昭和32年度には国民皆保険計画が策定され、昭和34年1月からは国民健康保険事業を義務的の事業にするとともに、国の責任を明確にし、療養給付費等に対する国庫負担制度の改善と調整交付金制度の創設、事業内容の統一等を内容とする新しい国民健康保険法が施行されました。

近年では、医療費の増嵩、被保険者の高齢化の進展等に伴う財政基盤の弱体化が著しくなってきたことから、保険基盤安定制度が創設されたほか、保険財政共同安定化事業の実施など、国の責任において様々な措置がとられておりますが、依然として国民健康保険制度の赤字体質は改善されることなく今に至っております。

このことから、私どもといたしましては、早急に国の責任によりさらなる国庫負担の拡充や、運営主体の都道府県化をはじめとする抜本的な制度の見直しが必要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 税務課長 溝口和夫君。

〔税務課長 溝口和夫君 登壇〕

○税務課長（溝口和夫君） 小島議員の御質問にお答えします。

町民の個人町民税は1人当たりどのように変わってきているのか、その額は税源移譲後の平成19年度と比較してどうか、所得にしておよそどれだけの違いかとの御質問でございますが、平成19年度の個人町民税は1人当たり8万2,300円となっております。平成22年度は1人当たり7万2,900円となっており、比較しますと1人当たり9,400円下がっているところでございます。

また、個人町民税における平成19年度の1人当たりの所得額は239万4,800円となっており、平成22年度では215万3,400円で、1人当たり24万1,400円下がっているところでございます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君。

〔健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君 登壇〕

○健康福祉課長（福祉担当）（林谷茂和君） 12番 小島議員の御質問にお答えします。

第5期の介護保険料の引き上げによる年間影響額はとの質問であります。夫婦とも65歳で年金が2人あわせて月18万円の方々の所得段階は第3段階になります。第3段階の保険料は基準額の75%となります。平成23年度は年額4万1,400円で、平成24年度は年額5万1,300円となり、年間の影響額は1人9,900円で、世帯では1万9,800円の増額となります。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 再質問いたします。

先ほど紹介しました、恐らく総務課の方がまとめられたと思うんですけども非常にすぐれた、町長が町政懇談会で回られて話して、住民とのやりとりを出てきたその議事録みたいのをまとめたやつあるんです。すごくきちっと書かれていて、ためになるんですけども、それを見ますと6月3日に荻島で町政懇談会やられています。町民からは中学校は旧押水、旧志雄の真ん中ぐらいがいいんじゃないかという質問が出されているんです。そうしたらそこで町長はどう答えておいでるかという、中間がいいとは言えんと、いろいろあるというふうに13日の段階では言うておいでるんです。

次の日の14日は、旧押水来られまして麦生です、麦生に来られるんですけども、麦生の懇談会の中では、すみません、13日は今浜でした。今浜では押水中学校に全部の統合の中学校を持ってこいというのが6月13日の懇談会で要望を出されたんです。そうしたら、そのときに町長は執行部のほうは御意見は十分にわかったと言っておいでるんです。

先ほどの萩島は6月3日です、10日前ですね、今浜の。そこでは中間がいいとは言えないと言うておいでるんです。今浜来られて、中間を持ってこいと言ったら中間がいいとは言えない。10日後に今浜来られて、押水中学校に統合を持ってこいという御意見は十分に承りましたと言われる。

そして6月14日、今度麦生へ行かれるんですね。今浜の次には麦生でした。50数名が参加された大きな懇談会です。ここでは陸上競技場をつくってくれ、押水中学校の横の陸上競技場あいたのがそれじゃなくて、もう陸上競技場はつくってくれという質問がなされるんです。そうしたら要望が出されて、町長はどう言われたかという、ここは学校用地として使う。6月3日の段階から、流れをくると、もうどこでしますかというのははっきり打ち出してはおいでませんけれども、もうそこだと言うておいでるんですね。それを言わないでずっと来ている。執行部としてはこう考えているというのは、ずっと言わないできているんです。それがここまで来て、先ほど言われたように、今さらと執行部は言われるでしょうけれども、今署名している方々は急なんですよ。

もう一つあるんです。7月の終わりの志雄小学校のPTAの説明会、建設場所が決まっていないうちにおられたんですね。そして約1カ月後の9月1日に9月議会の提案理由説明がありました。そこでは建設場所を報告されます。そして町民の皆さんのところに知らせが行くのは出所不明のビラですよ。『統合中学校ニュースVol1』というやつです。誰が書いたかわからんような文書なんです。あて名というか、それ書かれていないんです。何日か後で教育課が書きましたと言うて尋ねたら、そういうふう言うておられたし、恐らく書いたんでしょう。町の人誰が書いたかわからない。こういう出所不明のビラ、信用してもいいかどうかかわからない。こういう状況だったんです。ですから本当に町民に知らせるのも遅いし、しっかり知らせていないし、変な形でお知らせしている、誰が書いたかわからないようなビラで教えている、そうするとやっぱり信用というか、それで納得ができなかったんじゃないかなと思っているんです。

町長、今、統合中学校の建設地の反対の運動をされている方々はどういう方かというのを御存じでしょうか。志雄中学校が御自分たちの思い出の母校だったり、御自分の子どもたちや孫たちの成長を校舎とか運動場で一番じっと見守ってきた方々ですよ。本当にその大切に思っている志雄中学校が、このままではわけもわからないうちになくなってしまふ、こう思っておいでる方々なんです。中学校を大切に思って、草刈りとか安全指導などボランティアをほとんどやってきた。その自分たちが無視されているというむなしさと怒りな

んです、今。志雄中学校に愛着とか思い出をたくさん持っている方ほど、学校がわけのわからないままなくなってしまう、これは怒り以外であらわすしかないんです。これは何とか変えてくれと言うしかないんです。冷静な署名のやり方だと思います、私。それを無視してどんどん進めようとする一番の責任者が町長なんです。

あのね、私ここに3年前ですかね、こういうピラを出された方おいでます。「津田達の政策ナンバーワン」というやつです。この4番目に「町民参加、情報公開を積極的に行います」とあるんです。「町政の主人公は町民」、「地区または集落座談会など町民の声が町政に反映する仕組みをつくります」、「行政に関する情報は積極的に公開します」、「町民と役場とが一体になり協働のまちづくりを進めます」。本当にいいこと書かれているんですよ。公約をやらないで一生懸命別なことをやっているどこかの国の首相いますけれども、同じじゃないか、そう思わざるを得ないんですよ。全然町民が主人公じゃないですよ。何もわけのわからないままこうやって来ているという状況です。決めるときにはアライバイ工作として1カ月町政懇談会やられたんではないと思います。そうであったら、決まったらもう一回、この1カ月かけてこうなりましたと言って意見を聞いてくるというのは、これ当然じゃないでしょうか。それまで予算を執行しない、これが地方自治、民主主義のルールじゃないでしょうか。

町長は、議会に報告すれば民主主義と言われましたけれども、地方自治は国政じゃないんです。地方自治は議会もあるし、住民全部集めて議会へ報告しなさいというものもあるんです。どっちかとりなさいよ、都合のいいほうとりなさいよ、地方自治はもうちょっと弾力的なんです。議会制民主主義云々というだけは国政の話、地方自治はそうじゃないんです。ぜひ今一生懸命怒っておられる方々の声に耳を澄ましていただいて、ぜひ町政懇談会、理解をいただく、そういうふうに乗り出していただければかなと思います。

もう一つは、国民健康保険税、税務課長さんが言われて、年金の方だけでなく町民全体の懐が寂しくなっているということはわかりました。年金9万円ずつの所得税非課税の方ですよ。御夫婦の場合は、平成24年度は少なくとも4月には介護保険と国民健康保険税の値上げで2万5,000円、1年間、負担増えますよということになるんです。そして6月に先ほど住民課長言われたように6,000円、そして12月に年金はまだ決まっておいでんと言うておいでましたけれども、恐らく国会に提案されて、だーっとオール与党でやられるでしょう。これで年金が減額されて1万9,000円も、大体、今年1年間で9万円同士の御夫婦の年金で大体7万円以上収入が減るんです。9万円しか年金ないのに、2人で18万

円しかないのに7万円も減る、1年間。

ここだけじゃなくて、来年、再来年とまた年金減額始まっていくわけでしょう、消費税も来るわけでしょう、そうしましたら2年後、3年後先には9万円、10万円という公共料金、税金が、この1カ月18万円の方々の年金のところにどーんとかぶさってくるんです。私はこれはその方々だけの問題じゃなくて、町の商工業の方々にとっても重大なんです。年金と言うたら大抵は100%消費に回されるんです、消費なんです。皆さんも町で使うんですよ。その方々を税金でとってしまったら、日本の全国はもうデフレ競争、そして物が売れない、その結果がどうなるかと賃下げ、リストラ、それによってさらなる税収減、公共料金の引き上げとこういう悪い循環になっていく。経済が停滞して町民の懐が大変なときに税金を上げるという選択肢は、経済学的に言っても絶対乗ってはいけないと思います。こういうことが見えていながら、それでも国保税の値上げするんだと言われるのであれば、納得できるような答弁いただきたいんです。一生懸命聞きたいと思います。そうであるならば、そうはならないという根拠をお示しいただきたい。町の財政だけ見ておってもだめなんです。町民の暮らしも含めて見なければだめだと思います。

3番目には、東日本大震災の問題で、ここに1世帯の方が来られている。町長は先ほど引き続いて支援を行っていくというふうに言われていました。実はこの石川県も支援の仕方はそれぞれ市町村によって違いまして、町営住宅の家賃を、大抵国が言っているのは1年間無料にしようというふうに言っています。ところが2年間以上無料にしていこうというところもあるんです。この4月にその改定が始まり賃金が始まります。まだ働いていない方もたくさんこっち来られると思います。少なくとも町営住宅の家賃、これはもっと引き伸ばすというような方向での考えを持っていただけないかなと、この3点についてお伺いして終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

まず、署名の関係でございますけれども、この署名の趣旨でございますけれども、私伺っておりますのは、できるだけ町の中央の高台へ持ってきてほしいという署名でございます。統合はどうかという中身でないというふうに私理解しております。

そこで、私、就任時にはもう既に3カ所というものは決まっておりましたし、今さらという感じもせんでもないんですけれども、後戻りできるような議論でもないというふうに

私理解しております。そこで私といたしましては、3カ所の中で建設に向けての作業を進めてきたと。3カ所の選定に当たっては、何回も先ほどから言っておるとおり、特別委員会を13回も開いていただいて、その中で3カ所のABCのランクづけをして、最終的に押水中学校の敷地ということに今決めさせていただいたという経緯がございます。そういうことで、署名された方々等の趣旨が少し違うんじゃないかというふうに私感じております。

それから、東日本大震災の免除の関係でございます。確かに1年間というので最初スタートしております。今もう間もなく1年が過ぎるわけございまして、今のところまだ入っておられる方おいでませんが、もしそういう方がおられれば、引き続きそれは延ばして対応してまいりたいというふうには考えております。

国保関係については担当課長から説明させます。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 小島議員さんの再質問でございます。

保険税の値上げということでございますが、これも柴田議員さんのときに町長が答弁されましたけれども、やはり町のほうも今までの繰越金、それに基金というものにつままして大変無くなったと、底をついたという状況のもとで、やはり医療費も毎年上がっておるという絡みから、今後できるだけ補助というか法定外繰り入れ、一般会計からの繰り入れも含めまして、被保険者のほうの負担を低くするという状況で今後進めていきたいという考えでございますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 町長、答えていただけなかったんですが、趣旨が違うのじゃなくて、私先ほど言いましたのは、今、旧押水地域の陸上競技予定地に行くのは反対だという署名なんですね。そこではだめですよという署名なんです、それは嫌ですよという署名なんです、今やっておるのは。私は別に統合反対とか言うてるわけじゃないんです。旧陸上競技場予定地はだめですよという署名されておるんですよ。ですからその署名は、私が言っているのと違うというじゃなくて、私そういうふうに説明しているんで、ぜひ私がさっき質問しました、恐らくこれからもその署名が広がっていくと思います、理解されれば。そのやっっている方らが動けば動くほどいくと思います。そんなことにならんように、やはり私は自信持ってここに決めたんやということを、やっぱりもう一回まわる必要があるん

じゃないかなというふうな思いを持っておるんですけれども、私でしたらね。でも町長はそういう必要がないといったら必要がないと言われたらいいやろうし、必要があるし、やってみようかと言われるんだったら、やられたらいいやろうし、私はやっていただきたいなどと思っておるんですけれども如何ですか。

そして、それまで予算の執行をすべきじゃないという考えです。押しつけるものではありません。町長のまた考え、お聞きしたいなと思います。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再々質問にお答えいたします。

今まで小島議員、質問されたわけなんですけれども、私直接本人から聞いたのは、結局あの場所が標高が低いと。だから津波対策なんかはやはり経費がかかるということもあるから、そこで名前の上がったのはたしか南吉田の高台というふうに聞いたと思いますけれども、そちらのほうへ移転してほしいと、そこへ場所を変えて欲しいというようなことを聞きましたんで、小島議員のおっしゃる御質問の中身とちょっと違うと思いますけれども。私はそのように認識しておりますので。

○議長（北本俊一君） 次に、1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 寶達です。議長よりお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

現在、当町では第2次行財政改革大綱に基づいた改革の実施中ですが、町当局は強い信念を持って計画を推進してくださるようお願い申し上げます。これは多くの方に行政への関心と信頼を持って欲しいと思うからです。この行財政改革大綱について関心を持っておられる方は、そう多くないかもしれません。こうしたことに関して、別にいいわいや。そんなもんやと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、それでは関心を持たれないからといって何でもかんでもやるのが許されるかといえ、そうではありません。

ずっと昔から、例えば江戸時代にも不況や財政難の折に改革が行われまして、よく言われたのが質素儉約とかばくちの禁止とかですが、その時代は政策も違反したときの罰則も政府が強制できたんですね。死刑にしたり牢屋に入れたり、政府の都合で何でもできたんです。政府が主権者なのでできたわけです。ところが今は国民に主権があるにもかかわらず、実態はどうでしょうか。うまくいくことばかりであればよいのですが、場合によって

は住民も行政もあるべき姿になく、やるべきことができず、いろいろな問題が出ては深刻化していったり、忘れ去られてしまったりすることすらあります。

それでは、行財政改革をやれば状況は変わるのかといえば、間違いなく変わります。現在の社会状況について、例えば景気が悪いですけれども、ばらまき型の経済対策は規模の大小に関わらず社会への波及効果が小さい時代です。こうした時代に大切なのは、事業の効果や重要性を見極める、計画どおりに実施する、そして事業を評価する枠組みを備えることです。住民が行政に依存したり、行政からコントロールされたり、自分の都合が悪いときに不満を言うばかりのような、そんなもんやという関係から脱却して、真にあるべき関係を相互の信頼関係の上に築くために、強い信念を持って改革が推進されますよう期待を込めて質問をいたします。

まず、行財政改革大綱について、実施計画の中から以下の項目についてお尋ねします。

1つ目、申告事務の一元化が上げられています。その具体的な方針と取り組み内容について、またその利点と不利な点、そしてこの取り組みは町民に不便が生じると思われるようなことではありますが、断固として実施する御意向なのかお尋ねします。

2つ目、行政評価の導入について。

内部評価では利益相反に陥ってしまう。つまり身内に対する評価なのでつつい甘くなってしまうが故に、客観的な評価をなし得ないと考えられます。よって外部評価を行う必要があると思います。また町民の目線で社会の改善のために行政評価を行うために、早期の実施にこだわらず、慎重に制度を検討する必要があると思います。この町民の目線、また社会の改善という考えが大切なのは、行政の事業は行政のために行われるのではなく、町に関わる問題を解決するために行われるからです。すなわち社会の改善のために、その事業にはいかなる値打ちがあったのかを、事業の本質と意義を見極めた上で判定するのが行政評価です。私は行政評価についてこのように考えておりますが、町長の御所見をお尋ねします。

3つ目、施設管理の一元化について。

これは、建物や道路といった、いわゆる1つの物だけの管理の所管を一所で行うということでしょうか。具体的にいかなる管理をなさるのか、またその利点と不利点についてお尋ねします。そして現時点での計画全体の進捗状況と成果を踏まえて、今後の取り組みについて所信をお示してください。

次に、町で実施されております各種防災訓練全般についてお尋ねします。

昨年から防災に関する質問を何度かしておりますが、防災の一つのポイントは、先ほど行政改革に関する質問でも述べましたが、住民と行政がお互いの信頼関係のもとに協力していくことです。防災に当たっての個人並びに組織の助け合いの形は、自助・互助・公助と言われます。個人、集落やいろいろな組織、そして行政がふだんから適切な関係を築いて活動しておくことが大切です。そしてこれは防災に限らず多くの人間的活動に当てはまることです。防災とは防災のためだけの活動ではないのです。こうした観点から、また特に重要な事業として防災の取り組みがなされるように望む立場から質問をいたします。

1つ目、今年度にはどのような訓練が実施されましたでしょうか。

2つ目、災害対策本部を設置し、職員全員が定められた任務を執行する訓練は行われましたでしょうか。

3つ目、昨年度以前を含めて、総合防災訓練のアンケートにはどのような回答がありましたでしょうか、またそれらの回答を分析してどのように感じていらっしゃいますでしょうか。

4つ目、自治体が目指すべき真に必要な訓練とはいかなる訓練でしょうか、またそうした訓練を実施するために十分な体制が整っていますでしょうか。

最後に、来年度の訓練計画についてお示してください。

以上です。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、行財政改革大綱に関する御質問のうち申告受付事務の一元化につきましては、合併後、押水地区、志雄地区の利便性を重視しまして、2カ所で申告受付事務を行っております。また平成22年度分の申告から国税と地方税のデータ連携により、事務改善の一環として新たに確定申告支援システムを導入し、申告受付を行っております。申告者の方々の待ち時間も少なくなり、おおむね良好であるというふうに考えております。

平成22年度分の確定申告者数は、押水会場で1,262名、志雄会場で1,060名、両会場で2,322名の方々が申告され、最も多い日での申告者数は137名にも及んでおります。これだけの方々の対応する場合には、やはり会場の問題とか交通弱者への配慮とか、税の申告のしやすい環境づくりが肝要であるというふうに考えております。受付事務の効率化を優先することよりも、当分の間は申告者の方々の利便性に主眼を置くこととして、2カ所で実

施してまいりたいというふうに考えております。

次に、行政評価の導入についてであります。

先の12月定例会におきましてもお答えさせていただきましたが、この行政評価制度は財政状況の悪化、住民への説明責任の高まりなどを背景に、国や多くの地方自治体で取り入れられているところであります。本町におきましても導入の予定ではあります。いろいろと課題も多く、このことにつきましては担当の課長に説明させますので御了解願いたいと思います。

その中で、評価の方法としての外部評価、客観性と信頼性を持たせるためには御指摘のとおりであります。今後、制度設計を行う中で前向きに検討を進めたいと思っております。また行政評価制度の導入時期につきましても、課題整理や試行を重ねながら、町民の皆様の御理解を得られるような制度を構築していかなければならないというふうに考えております。

次に、施設管理業務の一元化についてであります。これまでは公園や道路、施設の除草作業など各所管課において日々管理を行っているほか、地域整備課の作業員を中心に、緊急雇用創出特別事業による作業員と連携しながら計画的に実施しているところであります。しかしながら職員数の削減などによって対応することが難しくなっていることや、緊急雇用創出特別事業があくまでも暫定的なものであることなどから、管理体制を整える必要があります。

そこで、公共施設の維持補修業務を行う専門部署を設け一元化を図ることで、限られた職員数や作業資機材を計画的かつ効率的に活用し、適切な管理ができるメリットがあると考えております。またデメリットといたしましては、管理区域を分担する形になることから、責任の所在があいまいになることや、管理意識が希薄化するおそれがあることが考えられます。

なお、合併前にはそれぞれの町にこのような部署がありましたが、運営方法の違いがあり、統合の整理が難しかったことなどから廃止したところもありますが、今日の状況から、改めて効率のよい仕組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、行革の進捗状況と成果を踏まえて今後の所信についてであります。実施計画には141の実施項目がありまして、各担当課で鋭意取り組んでいるところであり、それぞれの実績につきましては担当の課長に説明をさせますので御了承願います。

なお、今後の取り組みといたしましては、効率的で効果的な行財政運営を行うために、

保育所の指定管理制度の導入を進めるとともに、公共施設の統廃合や職員定数の適正化についても、それぞれ計画に従って進めてまいりたいと考えております。特に一般行政職員の採用を昨年再開し、今後も新たな人材の確保を図っていく予定であります。今日の地方分権の進展や、町民ニーズの多様化や変化に対応した行政運営を行うためには、職員の意識改革を促し、政策形成能力、職務遂行能力を高め、職員一人一人が持つ可能性や能力を最大限に発揮できるように、人材育成基本方針の取り組みをより推進したいと考えております。

また、財政運営の健全化を進めるために受益者負担の見直し、あるいは公共料金の適正化を図るほか、遊休土地の売却などによって自主財源の確保を図りたいと考えております。

次に、防災訓練についての御質問であります。自治体が目指すべき真に必要な訓練とはいかなる訓練であるか、またそうした訓練を実施するために十分な体制が整っているかとの御質問であります。まず真に必要な訓練とは、地震、火災等の各種災害の発生に際し、町民がそれらに即応できる訓練だと考えております。

現在も、宝達志水消防署等の防災関係機関と協力をいただきながら実施してきているところではあります。不十分な点もあったのではないかと考えております。来年度の訓練計画については、今までにいただいた意見や東日本大震災の教訓を参考にしながら、今後、区長会、自主防災組織、消防士の方の御協力も必要でございます。宝達志水消防署等の関係機関と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、東日本大震災に遭遇したある町長の話として、今まで実施してきた総合防災訓練は何の役にも立たなかったという反省の弁もありました。そこで状況を正確に迅速に住民に伝え、まず安全なところへ避難誘導すること、次に救助すること、これを主眼に置くべきだというふうに考えております。そのためには安全な避難場所の設定、避難経路をあらかじめ決めておく、整備しておくなど、計画的にこれらについて整備する必要があるというふうに考えております。今後、地域防災計画の見直しの中で、こういうようなことも入れていかなければならないというふうに考えております。なお、詳細につきましては担当課長から御説明させます。

○議長（北本俊一君） 総務課担当課長 松浦敏昭君。

〔総務課担当課長 松浦敏昭君 登壇〕

○総務課担当課長（松浦敏昭君） 私からは、行政評価における課題と行財政改革大綱実施計画の進捗状況について御説明申し上げます。

最初に、行政評価についてであります。行政評価は多くの自治体などで導入されていますが、評価方法から評価結果の反映方法に至るまで多種多様を窮めており、参考事例の全体を理解するにも苦慮いたしているところでございます。これは全庁的な制度として導入するに当たって、予算や諸計画との整合性を保った制度設計を行わなければならない、費用をかけずに制度を築き上げていくためには、担当部署の職員確保はもちろんのこと、全部署、多くの担当者で評価作業を行うことから、作業量の増加に伴う職員確保や経費の増加が課題となります。

さらに、外部評価まで行うとなれば、その専門家や町民の代表者からなる委員の確保、担当部署における集計管理作業も増加し、さらなる体制整備が必要になってまいります。現在は職員の定員適正化による削減を行っている時期でありますので、新たな部署の創設と職員確保は少し難しい課題であります。しかしながら行政評価制度の導入を行うためにも、行財政改革における事務事業の見直しや公共施設の統廃合を進めることによって職員数の確保ができますので、これらをさらに推進し体制の整備を図っていきたいと考えております。

次に、行財政改革大綱実施計画の進捗状況についてであります。策定1年目の進捗率と効果額などにつきましては、現在取りまとめを行っているところでありますが、主な成果といたしましては、納税組合報償金の廃止、老人福祉センターや勤労青少年ホームなどの指定管理者制度の導入、北部保育所の統廃合、定員適正化計画に基づく職員数の削減、遊休土地、不用備品の売却による自主財源確保などがあります。

なお、詳細につきましては取りまとめを行った上、ホームページなどで公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 防災訓練に関する御質問にお答えします。

今年度にはどのような訓練を実施したかとの御質問ですが、平成23年6月に町の土砂災害防災訓練、10月には総合防災訓練を実施いたしました。10月に実施いたしました総合防災訓練は、情報収集伝達訓練、住民避難時隊列訓練、倒壊家屋救出訓練及び初期消火訓練、火災防ぎょ訓練、ヘリコプターによる救出訓練、そして炊き出し訓練を内容として実施いたしました。また住民参加型体験として、煙道体験、土のうづくり体験、応急救護体験、

初期消火体験、はしご車乗車体験も実施いたしました。なお雨天のため起震車による地震体験は中止をしたところでございます。

次に、災害対策本部を設置し、職員全員が定められた任務を遂行する訓練はいつ行われたかとの御質問でございます。災害対策本部を設置して職員全員が定められた任務を行う訓練は、平成17年11月に実施しております。

昨年度以前を含めて、総合防災訓練のアンケートはどのような回答があったか、またそれらの回答を分析してどのように感じているかとの御質問でございます。総合防災訓練のアンケートの回答につきましては、主なものとして、「実際の災害を想定してもっと素早く的確、迅速に対応すればよい」、それから「だらだらして、もっと建設的訓練をしてください」、「全体的に適切と思うが、もっとスピーディーさが必要」という回答がありました。毎年アンケート結果を受けて訓練内容の見直しを図り実施してきているところですが、町民にとってまだまだ十分なものではなかったと反省しているところであります。

そこで、平成24年度はアンケートで指摘されたことを参考に、もっと実際の災害に対応できる訓練を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 次に、5番 宮本 満君。

〔5番 宮本 満君 登壇〕

○5番（宮本 満君） 大変長時間にわたっておりますが、一般質問をさせていただきます。宮本です。

私は、一昨年12月の選挙で再選をさせていただきました。4年間の議員活動のブランクがあるため、昨年からの1年余りは行政の執行状況をじっくりと見定めていこうと思っていました。そこでここ1年間、行政執行を見てきた上で、私なりに感じたことを言わせていただきますと、提案のあいまいさと責任の所在がはっきりしないことです。

私が委員長を務めさせていただいている教育厚生常任委員会の所管のことで、6月に補正提案した案件を12月に取りやめるといったことがありました。また県からの借入れを計上したにもかかわらず、借入れができないといった事態も出てきました。町長は議会で提案理由の説明はしますが、取りやめになった理由や借入れができなかった理由の説明はしておりません。こうなった責任は誰にあるのでしょうか。このようなあいまいな行政のあり方で、次世代の町民へバトンタッチしていくおつもりですか。今この当初予算のときこそ行政のあり方を問われる大事なときですから、慎重な取り組みをしていただ

きたいと思います。

そこで、次世代に向けての取り組みについて質問いたします。我が町が抱えている問題の中でも相当深刻な問題です。それは人口の激減です。人口が減れば税収は減り、当然負担は重く町民にかかってきます。そこで町としては人口の減少を食いとめるためにどのような対策をとっていますか。またその成果をお聞かせください。

少子高齢化とともに、我が町の人口の減少は加速する一方です。1万人を割るといった事態も想定されるわけですが、そうなる時期はあと何年後だとお考えですか、またそのときの税収は今と比較して何%ぐらいになるのかを教えてください。我々としてはそのころの世代にできるだけ負の財産を残してはならないと思いますが、町長の考えもお聞かせください。

次の質問に移ります。今までの質問と同じものがあれば答弁は省いてもらっても結構ですが、我が町の国民健康保険の税率の問題等についてお尋ねいたします。

まずは、国民健康保険志雄病院と国民健康保険直営診療所押水クリニックの2つの医療機関を所有しています。そして加えて広域圏で羽咋病院にも分担金を支出しています。それを踏まえて質問いたします。我が町の医療費が県内で一番高くなった理由を教えてください。

次に、我が町で行っている健康診断のデータを医療機関で生かせるようにできませんか。現在はそうっていないと聞いています。そうすれば初診時の検査も軽減され費用の削減にもつながると思うのですが、お考えをお聞かせください。

そして、さらに病院とクリニックの会計を一つにし、クリニックを病院の出先機関として合理化を図るといったことはできませんか。

また、柴田議員の再質問にもありましたが、各課に分かれている所管事務、健康福祉、医療、そういったものを一元化することはできませんか。保険料の徴収までの4課をチームで考え、医療費の削減や保険料の抑制につなげることはできませんか、お尋ねします。また羽咋病院との連携も視野に入れていただくようお願いをいたしたいと思います。

最後の質問になりますが、宝達山の開発についてお尋ねいたします。これもおおむね柴田議員の質問と同内容でしたので、それ以外のことで質問させていただきます。宝達山の開発をする上で、宝達山の中腹に現在煙が上がっているという危惧がありますが、それをどのように考えているのか、今後どうしていくのかということをお尋ねして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 宮本議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の人口減少の対策と成果についてであります。我が国においては少子高齢化が進行し、前回の国勢調査が示しておりますとおり、全国の市町村の4分の3で人口が減少し、平成60年には1億人を割って9,913万人と推定されております。本格的な人口減少の時代に入ってきております。

これまでの自治体経営は、人口増加や人口の微減を基調とした総合計画に基づいて画一的に行われてきましたが、今後は人口と税収の減少を前提に、少子高齢化という難題にこたえられる自治体経営に積極的に転換していかなければならないところでございます。本町におきましても、過疎化が進む一方、少子高齢化も急速に進展しており、地域活性化や人口減を食いとめる施策措置で、若者等定住バックアップ制度などを実施してまいりましたが、ここ数年来の出生数を見ても、人口が1万人を割るのは残念ながら遠くない将来であるというふうに考えられます。

こうした中、公債費の負担が重くのしかかる現状にあって、次世代への将来負担が過重なものにならないよう、財政の健全化を最優先に課題として取り組んでいかなければならないというふうに考えております。次世代に引き継がれる資産が、将来のまちづくりの足かせになる負の遺産とならないように肝に銘じながら、次世代が求める住民ニーズに的確にこたえ得る行政機能の環境整備を進めていくべきだというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。なお細部につきましては所管の課長から御説明いたします。

次に、医療費の一元化に関する御質問のうち、志雄病院と押水クリニックの会計を一つにして合理化を図れないかとの御質問であります。志雄病院は町内唯一の有床医療機関として救急医療など急性期も担い、押水クリニックは地域のかかりつけ医として、それぞれの役割に応じた医療サービスを提供しております。これを一つの会計にすることは、押水クリニックが志雄病院の分院となることでもあり、現在でも医師、看護師の確保に苦慮している問題点もあることから、現段階では考えてはおりません。

なお、これからも協力体制を維持し、合理化による健全経営に努力してまいりたいというふうに考えております。

また、羽咋病院との連携につきましては職員の交流を行っておりますけれども、経費削減のための医薬品、診療材料などの共同購入については、羽咋病院は独自で購入するとの

方針がありまして、志雄病院といたしましては富来病院及び河北中央病院との共同購入を実施しているところであります。

なお、細部につきましては所管の課長から御説明をさせます。

次に、宝達山の登山口の煙についてでございますが、これは議員御指摘のとおりもみ殻薫炭の製造による煙でございます。この製造過程で発生している煙が、宝達山の開発や環境を阻害するものであってはならないというふうに思っております。そこで輪島市や県が持っております景観条例ですね、景観条例で、これ輪島市の場合ですと能登空港の近辺、それから県の場合ですと、能登有料道路の沿線での屋外広告物の規制なんかしている条例があるわけなんです、景観条例を町もそういうものを設けて規制できないかということは今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 総務課長 太田永作君。

〔総務課長 太田永作君 登壇〕

○総務課長（太田永作君） まず、町がこれまで取り組んできました人口減少の防止対策の一つでございますが、住宅新築等奨励金、育児奨励金、U・Iターン者奨励金及び出産祝い金等を交付する若者等定住バックアップ事業がございます。合併後からこれまでのそれぞれの実績といたしましては、住宅新築等奨励金は50件で2,320万円、育児奨励金は351件で4,569万5,000円、U・Iターン者奨励金は16件で125万円、出産祝い金は57件で57万円でございます。

これら奨励金のうち育児奨励金におきましては、出産直後に生ずる家計負担の軽減を図る観点から、3人目以降のお子さんが生まれたときに一時金として10万円をお支払いすることが適当と判断され、平成20年4月からこれを出産祝い金に改めて支出をしております。

また、住宅新築等奨励金におきましては、平成22年4月からその金額を40万円から50万円に、さらに町が分譲した宅地を購入し新築した場合の金額を50万円から100万円に、それぞれ拡充をいたしておるところでございます。

なお、行財政改革における事業検証で効果が余り期待できないと判断されましたU・Iターン者奨励金につきましては、平成23年度で廃止させていただくこととしております。

また、町では企業誘致に取り組み、地元雇用の拡大と地域の活性化を図ることとしております。現在、景気停滞により企業誘致は厳しい状況にありますが、近年では株式会社NTN宝達志水製作所を誘致し、地元の雇用拡大に寄与しているところでございます。

このほか、各種事業関係部署において取り組んでいるところがございますが、いずれの自治体にも言えるように、なかなか人口減少に歯どめがかからない現状が続いております。引き続き町総合計画に基づき、各課連携を強化して各種施策を展開してまいりたい思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

ちょっと訂正をさせていただきます。出産祝い金の57件のところで、570万円を57万円と間違えて表記しました。大変申しわけございません。

○議長（北本俊一君） 税務課長 溝口和夫君。

〔税務課長 溝口和夫君 登壇〕

○税務課長（溝口和夫君） 宮本議員の御質問にお答えします。

人口が1万人を割る時期とそのときの税収の割合は、現在と比較して何%程度下がるかの御質問ですが、人口が1万人を割る時期につきましては、平成18年12月に国立社会保障・人口問題研究所が、平成17年国勢調査の結果を基にした日本の将来推計人口を公表しております。その推計結果によりますと、本町の人口は2035年に1万75人と推計しているところがございます。そのときの税収の割合につきましては、平成22年度の個人町民税の納税義務者数は7,130人で、調定額は5億1,985万9,000円余りであり、人口に対する納税義務者の割合は約48%となっております。所得額、税率を平成22年度ベースとしてすると、人口の減少ということでの試算をしますと、個人町民税の税収は約33%の減収と見込まれるところがございます。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長（保健担当） 中村 努君。

〔健康福祉課長（保健担当） 中村 努君 登壇〕

○健康福祉課長（保健担当）（中村 努君） 宮本議員の御質問にお答えします。

まず、国民健康保険の病院とクリニックを持ちながら、なぜ医療費が県内で一番高いのかについてであります。毎年5月診療分のレセプト点検分が公開されております。平成21年度の結果によりますと、石川県内における宝達志水町の国民健康保険医療費の分析の結果、入院における循環器系の疾患が異常に高く、次に精神疾患の高い順序であります。入院以外においては、精神疾患と消化器疾患が他町より高いのが現状であります。

精神疾患については、完治するまでの期間が長く、短期間での医療費の削減はなかなか困難であると思われれます。循環器系の疾患については、平成20年度より実施している特定健診及び及び保健指導を行っているところであり、健診を受けたことのない方々に受診し

てもらふことで今後減少するものと思います。

次に、健康診断のデータが医療機関に生かされていないのはなぜかという質問であります。特定健康診査においてその検査数値に異常が認められた場合には、本人に医療機関で精密検査の受診をお願いしております。その際に特定健診の結果表を持参していただくよう伝えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 5番 宮本 満君。

〔5番 宮本 満君 登壇〕

○5番（宮本 満君） 再質問させていただきます。

町長にお尋ねいたしますけれども、人口の減少をとめる対策というふうに今聞いたんですけれども、約8,000万ほど使って効果的には余りにもないというようなことであろうと。それとあと23年後に1万人を割るといようなデータをいただいたんですけれども、果たしてこれは本当にそうなのかなと、ちょっと疑問に思う点があったんですけれども、それはそうとして、実際に今Iターン、Uターンの施策をやめるといったことなんですけれども、そのほかに対策を講じるお考えはありますかということなんです。

例えば昨年、商工会が集団お見合いのようなことをやりまして、ある一定の成果を得たということを知っているんですけれども、もしそういったこと、対策があるということであればお聞かせください。ないということでしたらいいです。

それから、健康、福祉、医療の一元化ということなんですけれども、この答弁、ちょっと今、病院とクリニックの話は聞いたんですけれども、このことでなくて実際に健康、福祉、医療といったものが本当に、先ほどというか午前中も柴田議員言われました4課にまたがっていると、果たしてこういうのを一つにまとめてできないものかということなんです。その垣根を越えない限り、いろいろと保険料の適正化であったり医療費を抑制することができないんじゃないかなというふうに本当は考えているわけなんで、できればそういったことができるような方向性を出していただくといいかなと。

今後、電子カルテというものを当然病院側は取り入れていくわけですし、そういったことも含めて一元化していくことが、電子カルテでも活用も優位になっていくんじゃないか、あるいはその保険料も抑制できるんじゃないかというふうに思っていますので、御考察を願えればありがたいかなというふうに思っています。この件に関しては答弁は構いませんので、1問目、1つだけお願いします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 宮本議員の再質問にお答えいたします。

人口増でございますけれども、率直に申し上げまして、やはり特効薬がないというのが正直な私の気持ちでございます。よその町でも今婚活なんかやっておりますけれども、やっと2組まとまったと言って喜んでおったら、2組とも金沢市へ移転してしまったというようなこともありますので、果たして商工会を中心に今やっていただいておりますけれども、協力はしていきますけれども、果たして特効薬と言われると人口増につながるかと言われると、ちょっと正直なところ自信のないところでございます。できるだけやっぱり民間活力をいただいて、一人でも多く住んでいただけるような対策があれば支援していきたいというふうに考えておりますので。あとは、それぞれの課長に。

○議長（北本俊一君） 以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。議案第2号から議案第36号までの議案35件は、議案付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第36号までは、議案付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。委員会審査のため、明3月2日から3月8日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、明3月2日から3月8日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（北本俊一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は3月9日、午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時54分散会

平成24年3月9日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
2 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
3 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜
次 長 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達
副 町 長 中 谷 浩 之
教 育 長 山 下 茂
参 事 北 山 茂 夫
総 務 課 長 太 田 永 作
総務課担当課長 松 浦 敏 昭
情報推進課長 高 下 良 博
財 政 課 長 松 田 正 晴
住 民 課 長 羽 多 良 英
税 務 課 長 溝 口 和 夫

環境安全課長	栗原政典
健康福祉課長(福祉担当)	林谷茂和
健康福祉課長(保健担当)	中村 努
産業振興課長	近岡和良
ふるさと振興室長	村井仁志
地域整備課長	谷川弘一
学校教育課長	田村淳一
生涯学習課長	藤井能富夫
会計課長	村井一隆
志雄病院事務局長	高嶋信夫

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- (追加日程)
- 日程第1 同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任命について
- 日程第2 発議第1号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 発議第2号 町長の専決事項の指定について
- 日程第4 同意案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第5 同意案件の採決
- 日程第6 議案に対する質疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（北本俊一君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、3月1日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

○病院運営特別委員長（守田幸則君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月2日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、患者数の動向や経営状況など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案6件はいずれも可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、当町における地域医療に必要な医師、看護師等の確保に努められたいとの意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、教育厚生常任委員長 宮本 満君。

〔教育厚生常任委員長 宮本 満君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（宮本 満君） 教育厚生常任委員長の宮本です。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月5日に教育厚生

常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、国民健康保険税及び介護保険料の改正の必要性、各種団体への補助金など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案13件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、特別会計の経営安定に資するため、町民の健康増進を図り医療費の削減に取り組まれないとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、総務産業建設常任委員長 林 一郎君。

〔総務産業建設常任委員長 林 一郎君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月7日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、災害対策や地域振興事業などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案20件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、補助金の交付に当たっては事業内容を十分に精査し、適切に執行されたい。集落要望を十分に配慮し、予算執行されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告

いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成24年度予算7議案中、志雄病院事業会計予算案、直営診療所特別会計予算案以外の7予算案及び若者定住バックアップ条例改正案、国保条例改正案、介護条例改正案及び平成23年度一般会計補正予算案に反対の討論をします。また、その他反対する議案は、議案第19号、21号、24号、27号、同34号の13議案に反対し、その他の21議案に賛成するものであります。

反対の第1の理由は、11億3,000万円の合併振興基金中、今年度分8,500万円を土地開発公社の債務の負担に充てるからであります。この債務の返済の第一の責任は土地開発公社にあります。しかし、この公社から無謀な債務に対する反省の弁が町民に示されていないにもかかわらず、なぜ町民の大事な税金を勝手に急いで投入しなければならないのでしょうか。土地開発公社は余りにも無責任過ぎます。改善を求めるものであります。この基金が国保や介護に回されたなら、国保税や介護保険料の引き上げはなかったでしょう。

第2に、社会保障切り捨ての予算となっています。津田町長は財政再建という理由のため子育て支援の予算を削り、高齢者の健康や安全を守る予算を切り捨てています。この財

政再建なるもののために切り捨てた予算が人口増加によって、住民税だけでなく交付税を増やす取り組みや高齢者の病気の予防活動や介護活動で医療費を減額する取り組みに水を差しているのではないのでしょうか。

24年度からの子どもたちへのインフルエンザワクチン注射の助成制度は高く評価しますが、有料になってからの高齢者へのインフルエンザワクチン接種が減少し、国民健康保険特別会計の医療費を押し上げているのではないでしょう。また、能登地域では子どもの医療費無料制度が中学校卒業まで行き届かない唯一の自治体になってしまいました。また、一般質問でも指摘しましたが、国保会計への一般会計からの法定外繰り入れは評価するものでありますが、月9万円の年金がそれぞれある御夫婦で、今回の介護保険料や国保税の引き上げで年間2万5,000円増えます。同時に、国会で自民党、公明党、民主党が年金引き下げの法案に賛成したため、年金額は1年間に2人で2万5,000円引き下がります。民主党野田政権と自民党津田町政によって、月々18万円の年金世帯で、今年は少なくとも5万円以上も負担が増えます。

それだけでは終わりません。平成26年4月から消費税率が3%引き上げられ、平成27年6月にはさらなる年金の引き下げが行われ、そのときには津田町長は国保税のさらなる引き上げを計画されています。27年10月には消費税が10%になり、このままいきますと、3年後には年間18万円以上の負担が、この月々18万円の夫婦に増えることとなります。年金の1カ月分以上の負担が増えます。これは町内の商工業の方々の営業にも大きく影響を及ぼします。年金はほぼすべてが消費に回されます。買い物は町内です。この年金暮らしの方々に公共料金値上げし、年金を引き下げれば買い物をする金額をおさえるのは明らかです。

経済が停滞し町民の懐が大変なときに、税金を上げたり、年金を引き下げたり、福祉を削るという選択肢は絶対にとってはいけない施策であります。財源はあります。0.9%の利子の2億6,000万円の債務の繰上償還を急がないこと、そして、今は町民生活に多くを回すこと、また、合併振興基金11億3,000万円をストレートに町民のために使えるよう町長が汗をかくことが町民から求められています。町長の財政再建は様々な指標を改善させることにつながっているのでしょうか。しかし、財政再建の目的の中心に町民の生活をどうするかがありません。

第3に、多くの町民、少なくとも1,000人以上の町民の支持されない予算が入っていることです。統合中学校実施設計業務委託は、統合場所によって悪影響が考えられる志雄地

域のPTAや区の承諾を得るための町政懇談会を次々と実施してからでも遅くはありません。合併特例債の利用期限が5年間延びたのですから、できるはずです。統合しないでそれぞれの中学校の耐震補強できるものは耐震補強し、できない建物は新たに建設することをすれば20億円で済むのに、わざわざ合併して25億円使う統合中学校建設は町長の財政再建の考えとも矛盾するのではないのでしょうか。矛盾していることがなぜ中学校建設ではまかり通るのかを納得してもらおう町政懇談会を開催する必要があります。PTAや区ごとの懇談会の実施の計画もなしに予算計上されています。町政の主人公は町民という立場での合意づくりの取り組みを求めるものであります。

第4に、町民から急いで求められている町民の安全を守る予算が計上されていません。消防ポンプの格納庫やポンプの買い換えの予算が緊急に求められていますが、ポンプなどの傷みに追いつかない設置数にとどまっています。住民の安全と福祉を守ることが地方自治体の一番の役割です。少ない体制の常備消防を補って頑張っている消防分団の意欲を削ぐものであります。早急に改善を求めるものであります。

最後に、間もなく3月11日を迎えます。東日本大震災の被災地では懸命な努力が続けられています。同時に、放射能などのためふるさとを離れ避難されている方々が30数万人に上ります。この方々が宝達志水町に一時的にでも住んでいただき、そして、そのときに十分な英気を養う場となり、ふるさとへ帰る力となるまちづくりを訴えて討論を終わるものであります。

以上。

○議長（北本俊一君） ほかに討論ありませんか。

13番 北 信幸君。

〔13番 北 信幸君 登壇〕

○13番（北 信幸君） 私は、議案第2号について賛成討論するものでございます。

反対の討論の中で、統合中学校の6,100万円余りの予算に反対をされておるわけでございますけれども、私はここで何度か執行部あるいは特別委員会委員の方々にもお知らせしたとおり、もう既に耐震補強が不可能だという診断がおりておるわけでございます。それがはっきりした後に、万が一事故で生徒さんがけがをされたとき、あるいは町民の方がけがをされたときには執行部、津田町長がすべての責任をとらなければいけません。ですから、23年度は2,100万円余りの基本設計、24年度は6,100万円、一部ボーリング地質調査の予算計上だということでございます。

生徒数も少ない中あるいはそういった危険の中で町内の中学生、子どもをスポーツあるいは勉強させる場所には全く向いておりません。ですからして、執行部におかれては何度かの町内一円の説明会を終えて、我々特別委員会も17回もかけました。13回目で用地も決定をしたわけでございます。その中には県の地方課から、我が町は用地を求めてまでは中学校を建ててはいけない、起債は認められないということを念頭にもう既に言われておるわけでございます。ですからして、残された用地を選定していったときには、今執行部あるいは特別委員会が決定をした用地に決定したわけでございます。

ですから、執行部におかれましては、一日も早く新しい環境のもとで教育のできるような場所を提供していただきたいなという思いで、私は議案第2号について賛成討論するものでございます。

○議長（北本俊一君） ほかに討論ありませんか。討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

議案第2号 平成24年度宝達志水町一般会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第3号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算から議案第5号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計予算までの議案3件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第3号から議案第5号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第3号から議案第5号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第6号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第7号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算から議案第9号 平成24年度宝達志水町下水道事業会計予算までの議案3件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第7号から議案第9号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第7号から議案第9号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第10号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第11号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第

5号)を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第12号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第17号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）までの議案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第12号から議案第17号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号から議案第17号までの議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第18号 宝達志水町暴力団排除条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第20号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第21号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第22号 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例について及び議案第23号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第22号及び議案第23号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号及び議案第23号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第24号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第26号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第25号及び議案第26号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第25号及び議案第26号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第27号 宝達志水町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第28号 宝達志水町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第27号及び議案第28号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第27号及び議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第29号 宝達志水町立図書館条例の一部を改正する条例についてから議案第31号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第29号から議案第31号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第31号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第32号 宝達志水町デマンドタクシー運行事業に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第33号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第34号 宝達志水町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第35号 町道路線の廃止について及び議案第36号 町道路線の認定についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第35号及び議案第36号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号及び議案第36号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。ただいま同意案件1件、議員提出案件2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） それでは、追加日程第1 同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてから追加日程第3 発議第2号 町長の専決事項の指定についてまでの議案3件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今ほど平成24年度の当初予算案をはじめ条例の制定、一部改正案などについて御決議を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今定例会に追加して提案いたします案件について御説明申し上げます。

同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてであります。

欠員に伴います後任の委員に宝達志水町紺屋町ホ70番地、勝二信隆氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

なお、退任された寺谷良一氏におかれましては、平成17年5月に町教育委員会委員に就任され、平成22年5月から平成23年5月まで同委員長を務められるなど、町教育委員会の運営並びに町教育行政の進展、発展に御尽力を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（北本俊一君） 次に、9番 守田幸則君。

〔9番 守田幸則君 登壇〕

○9番（守田幸則君） 発議第1号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

宝達志水町課制条例の改正に伴い、教育厚生常任委員会の所管に保健予防課を追加するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） 発議第2号 町長の専決事項の指定について、提案理由の説明をさせていただきます。

このたび町長から地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定についての議決依頼があり、検討した結果、損害賠償を早急に行うことが相手方の利益にもなることから、有事の際の早急な対応のため、その額が1件100万円以下のものの額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、町長において専決処分ができるよう指定するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎同意案件に対する質疑・討論の省略

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任命については、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第1号は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎同意案件の採決

○議長（北本俊一君） これより採決を行います。

同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

同意第1号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（北本俊一君） ただいま教育委員会委員に任命、同意されました勝二信隆君からあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

勝二信隆君の入場を許します。

〔教育委員会委員 勝二信隆君 入場〕

○教育委員会委員（勝二信隆君） このたび教育委員に任ぜられました勝二信隆と申します。

その任に対して、今その使命と責任ということで心の意を強く持っております。教育とは人づくりであるというふうに、未来を担う人材の育成あるいは一人一人にとっては心豊かに潤いのある人生を生きる、そういったことの基礎を培うというようなことで、そういったことを担う大切なことだというふうに受けとめております。教育の充実、発展というのは、町あるいは地域、社会を明るくするというふうにも考えております。宝達志水町の教育の充実、発展に対して、ますます充実することを期しております。

甚だ微力でございますけれども、誠心誠意、最善を尽くして取り組んでいきたいというふうに思っております。ぜひ皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、

簡単でございますけれども、決意とさせていただきます。

よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（北本俊一君） 勝二信隆教育委員におかれましては、これからの町の教育のあり方、そして、教育の進展、発展のために身を粉にして頑張っていたいただきたいと思います。

〔教育委員会委員 勝二信隆君 退場〕

◎議案に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

発議第1号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、発議第2号 町長の専決事項の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（北本俊一君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北本俊一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 本 俊 一

署名議員 近 岡 義 治

署名議員 北 信 幸